

第34回宍粟市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成22年3月9日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月9日 午前9時30分宣告（第5日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（20名）

1番 岸本義明議員	2番 寄川靖宏議員
3番 高山政信議員	4番 秋田裕三議員
5番 西本諭議員	6番 岡崎久和議員
7番 東豊俊議員	8番 福嶋齊議員
9番 大倉澄子議員	10番 實友勉議員
11番 大上正司議員	12番 木藤幹雄議員
13番 山下由美議員	14番 岡前治生議員
15番 山根昇議員	16番 藤原正憲議員
17番 伊藤一郎議員	18番 岩路昭美議員
19番 小林健志議員	20番 岡田初雄議員

欠席議員（0名）

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 畑中正之君	書記 西山大作君
書記 志水友則君	書記 中坪温子君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 一 郎 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 次 長	岡 崎 悦 也 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	生 活 環 境 部 長	大 谷 司 郎 君
健康福祉部長	秋 武 賢 是 君	産 業 部 長	平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長	上 田 学 君	土 木 部 長	在 賀 孝 介 君
水 道 部 長	中 尾 徹 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	福 元 晶 三 君
総合病院事務部長	大久保 正 孝 君	消 防 本 部 消 防 長	森 蔭 忠 男 君

(午前9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) 皆さん、おはようございます。

連日の会議、大変ご苦労さまでございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(岡田初雄君) 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

11番、大上正司議員。

○11番(大上正司君) 皆さん、おはようございます。11番、大上でございます。

通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、お断りしておきたいんですが、私はこの一般質問を通告いたしまして、通告する前に、市長から新年度の施政方針や、予算書などをいただく前に作成して、提出してありました関係で、先日から市長の施政方針や予算説明、さらにその質疑や答弁によりまして、私が通告しておりますことに対して、答弁となることが多々あったように思うんですが、せっかく通告させていただいておりますので、お許しをいただきまして、質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、1番目に2010年度の予算が、現在、提案され、審議されておるわけですが、新年度を含め、宍粟市の今後の暮らしはどのようになっていくのかというようなことで、お尋ねしたいと思っております。

行政、いろいろなことがございます。子育てや健康福祉、産業振興に雇用、さらには教育や道路、防災など、すべての面で課題が山積しておるんじゃないかなと思うわけですが、何を優先し、どのような考え方で総合計画にあります夢のまち実現に向けた取り組みをなされようとしておられるのか、お尋ねしたいと思っております。

「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を宍粟市のまちづくりの将来像とかけ、総合的かつ計画的な行政運営を図る指針として、平成18年度から27年度までの10カ年のまちづくりを示した総合計画が策定されておりますが、それに基づき、22年度まで5カ年間の基本計画、さらには3カ年の実施計画を作成して、毎年ローリングしながら行政運営がなされているところでございますが、合併後5

年が経過した今日、総合計画に示された町づくりが順調に進められているのかどうか、どのように検証されているのかお尋ねいたしたいと思います。

昨年、田路市長は、合併後4年の市政運営が、住民目線になっていない。合併協定の約束が守られていない。あるいはまた、新庁舎建設や、市民局のあり方などを厳しく批判されまして、合併後4年の行政運営が悪いと、繰り返し市民に訴え、見事当選されました。

いよいよ2010年度の予算は、田路市長のもとで編成され、田路流の市政が本格的にスタートするわけだと思いますが、総合計画にある「人と自然が輝き、みんなで創る夢のまち」を目指し、何を優先し、どんな宍粟市を夢見てかじ取りを行われようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

さらに、先般、22年度から24年度までの3カ年の事業を示した、実施計画が策定されましたが、これは、各年度の予算編成の指針となるもので、その策定に当たっては、ハード、ソフト事業ともに必要性・妥当性・緊急性、さらには財政健全化計画との整合性などを図りつつ、関係機関などと十分協議・調整を行って、長期的な展望に立って策定されたものであると思っておりますが、住民のニーズをどのようにして、住民の目線に立って把握され、事業の取捨選択といたしますか、必要性、優先順位を決定し、実施計画が策定されたのか、お尋ねいたしたいと思います。

続きまして、2つ目といたしまして、農林業の振興について、思い切った振興施策を展開する必要があるのではないかということで、質問をさせていただきたいと思っております。

これまで農林業の再生なくして、宍粟市の活性化はないと叫ばれました。いろいろな補助事業で農林業を支援する一方で、森林組合とか、JAなどの育成や、県産木材供給センターの誘致などが進められてきました。

しかし、一向に農林業の再生は図れず、ますます農林業離れが進んでいるのではないかなと思います。

森林組合やJA等の育成を行い、そこにお任せすると言ったらおかしいんですが、お任せするというような形もいいかもしれませんが、もっともっと行政が先頭に立って、農家や林家が潤う、思い切った施策を展開して農林業を見直し、意欲をもって取り組んでいただけるような仕組みを考えることが、一番大切ではないでしょうかと思うわけですが、いかがでしょうか。

そのために、何か行政が農林業の再生に向けた、思い切った施策の展開でリードができないか、お尋ねいたします。

さらに、そのような思いの中で、林業に関し、山の管理について少しお尋ねしたいんですが、森林所有者が、伐期が来た山を皆伐し、後は植林をしないで放置された場合はどうなるのか。

先ほどから申し上げておりますとおり、今、林業の再生を図るため、県産木材供給センターを誘致し、建設中ではありますが、これが稼働すると、年間約10万立米ぐらいの材を動かすといわれております。

これを拠点に、山の材が大きく動き、林業の活性化が図られ、山元に金が還元されるようになると期待されているわけですが、何とかこの県産木材供給センターの事業が順調に進むことを祈りながら、反面、心配しております。

と言いますのは、あちこちの山がどんどん伐採され、その後、植林が行われるんだろうか。だれが植林し、手入れをするんだろうかと心配しております。

山の所有者も、高齢化や後継者がいなく、また60年も100年も先でなければ、収入が見込めないという山に対して、多額の投資は大変でありますし、考えものがあります。そのまま放置される方もあるのではないかなと心配しております。

森林法などで、皆伐する場合は許可申請を出して、3年以内に植林するなどの施業計画等を提出しなければならないなどの縛りはあるようでございますが、本当にそういったことが守れるんだろうかなと心配しております。

これらのことを考えると、何十年先になっても、林業に夢が持て、投資ができるような施策の展開と、伐採後の支援策の充実などを、行政が早急に打ち出す必要があるのではないかなと思うんですが、市長はどのようにお考えになるか、お尋ねしたいと思います。

また、農業に関しましても、同じようなことで、高齢化や後継者不足、さらにはイノシシや鹿などの被害によりまして、年々耕作放棄田が増加する中で、今年の台風9号による集中豪雨で、井堰や水路が決壊したり、田に土砂が流入するなどの被害を受けまして、その復旧に際し、関係する農家が少なく、工事費の負担が大変なため、災害復旧工事をあきらめて、農地が放置されるなど、耕作放棄田がさらに増加の傾向にあります。

このようなことを考えるときに、農林業を魅力ある産業とし、見直していただき、農林業に積極的に取り組んでいただけるような抜本的な施策を展開しない限り、農林業離れが進み、宍粟市の活性化が図れないのではないかと心配しておりますが、市長はこのような現状に対しまして、どのようなお考えをお持ちか、宍粟市独自の、抜本的な農林業振興施策を展開できないかお尋ねし、最初の質問を終わらせていた

だきます。

よろしくお願ひしたらと思います。

○議長（岡田初雄君） 大上正司議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。引き続き、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、大上議員の質問にお答えをいたします。

まず、総合計画に示されたまちづくりが、順調に進められているかというご質問であります。総合計画に盛り込んでいる内容の中で、ハード事業については、一定、その方向で推進できているものと考えておりますが、まちづくりの根幹となります地域づくり・人づくり、いわゆる地域力や市民力の向上という面では、十分な成果があらわれていないというふうに感じております。

このことを重視し、平成22年度以降の市政運営に、積極的に取り組むことが、私の使命であるというふうに認識をいたしております。

次に、2010年度の予算は何を優先し、どんなかじ取りを行われるのかということですが、施政方針でも述べましたとおり、災害復旧・復興事業、及び災害に強いまちづくりを根幹に置きながら、地域資源を活用したまちづくりと、文化・観光振興、産業の育成。次には、環境に優しいまちづくりに向けた取り組み。4番目には、将来を展望した教育環境の充実や、少子化対策、元気の出る高齢化対策。5番目に、住民と行政が一体となった地域力の向上、強化に向けた取り組み。この5点を重点施策として取り組むことで、考えております。

また、パブリックコメント制度や、市政モニター制度の創設など、市民の意見が、より一層市政に生かされ、市政に市民の皆さんが参加するための仕組みづくりを進めていく考えであります。

次に、実施計画の策定についてのご質問ですが、実施計画の策定に当たっては、これまでの行政懇談会などにおける意見、地域からの要望、さらには地域住民との事業実施に向けた調整状況を把握する中で、本市を取り巻く諸情勢を踏まえ、総合的かつ計画的な視点から、事業の取捨選択を行っております。

また、住民目線による市政の実現を推進するため、市民、地域の参画・協働によるまちづくりを視点とした事業に、積極的に取り組むことを計画いたしております。

次に、農業あるいは林業関係の施策の関係ですが、市としましては、森林

保全を目標に、林業再生を掲げ、もうかる林業の実現に向け、森林組合とともに取り組んでいるところであります。

また、農協においては、耕作放棄地の解消や、集落営農組織の育成・強化の推進、及び営農指導等を県や市とともに行っております。それぞれ知識、経験が必要となり、専門的な立場で森林組合、農協と連携をしながら、農林業の振興を展開しているところであります。

次に、宍粟市独自の抜本的な農林業振興施策の展開につきましては、農業施策においては、高齢者や後継者不足により、耕作放棄地の増加が進んでおり、これらの解消に当たり、認定農業者制度の普及や、意欲ある農業者の育成を図るとともに、集落営農組織の育成、強化を推進していく考えであります。

林業施策におきましても、林業再生の重点事業として、整備を進めてきました県産木材供給センターの稼働と、山崎木材市場を中心とする既存の木材産業の活性化が図られなければならないというふうに考えております。

このため、木材の安定した供給体制を構築するため、森林施業の団地化を図るとともに、森林の路網整備や、林業の機械化を推進することにより、森林施業の効率化を進め、また、林業従事者の確保、育成につきましては、新たな雇用対策について、検討をしまいる考えであります。

以上、私の方から述べまして、あと、それぞれ担当部長の方から詳細をご説明を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、先ほどの大上議員の質問の農林業施策の基本的な考え方につきましては、先ほど、市長の答弁がございましたので、私の方からは、山の伐採後の手入れ、その他、県産木材の供給センターが稼働する中での山の手入れ等々についてのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、伐採後の山の手入れでございますが、現在の林業は、皆伐ではなしに、伐採後に山の手入れが必要とならない間伐による、それぞれ収入間伐の方法を取り入れていただくようお願いをしているというところでございます。

今後、市が、今、計画をしております森林整備計画に基づきまして、山の手入れが進み、災害に強い森林が整備されるように、指導をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、皆伐後の放置であります、そのまま放置されることは少ないというふうに考えておりますが、仮に植林をしないで放置された場合につきましては、先ほど、

議員も申されましたように、それぞれ関係法令等に抵触する場合については、指導していきます。

また、今後、関係機関とも十分協議をして、対応していきたいというふうに考えております。

引き続きまして、県産木材供給センターの事業が順調に進み、伐採後の植林の手入れや、そのまま放置される心配につきましても、原則的に山林そのものは個人財産でもございます。基本的には、森林所有者が行うものと考えております。

植林、下刈り等の整備につきましても補助制度、現行でいいましたら造林の事業等がございます。そのものを活用していただくということを考えてますが、再造林には多額の投資も必要でございます。先ほど申し上げましたように、皆伐を行うではなしに、環境に優しい、半間伐による収益をあげていただくよう、引き続き、それぞれの関係機関とも協議して、林家の指導にあたっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 再質問をさせていただきます。

まず、最初の総合計画に沿って、まちづくりが順調に推進されているかについてでございますが、今、市長の方から、ハード面の方は一定の成果というんですか、方向づけが進んでいると。ソフト面というんですか、まちづくりの根幹的なものは、もう少し十分でないというようなご答弁をいただきました。

そもそも、現在ありますこれでございますけれども、総合計画、どのように認識されているんだろうかなと思うわけでございますけれども。

この総合計画は、私が言うまでもなく、ご承知のとおり、地方自治法の規定に基づきまして、審議会等を設置して、市民の代表の方、あるいはまた住民部会、さらには職員の大勢の方によります内部委員会などで、膨大な時間と労力をかけて、慎重審議され、最終的にこの、我々宍粟市議会に提案されまして、議決を経て、そして、宍粟市の将来像を示し、10年間のまちづくりの指針とすべく、策定されたものでありまして、非常に重要なもので、重いものであると、私は思っておるわけでございます。

これまで、先ほどから市長に質問し、ご答弁いただいた、あるいはまた、先日の同僚議員たちのこういった関係の質問に対して、市長の答弁を聞きますと、少し総合計画に対する認識が甘いんじゃないかなというふうな感じをしております。

市長は、これからこの総合計画の基本計画というものを、5カ年のものを見直していくというふうなことをおっしゃっておりますが、そのことにつきまして、まちづくり協議会等で、この総合計画の進捗状況の検証などを行い、提言をいただいて、進めていくというようなことを言っておられます。

そして、行政として、先ほど、進捗状況などを聞かせていただきましたけれども、もう少し、こういう格好で、ここはこうで、これぐらいの、例えば何%ほどは進捗しとるんじゃないかというふうなことが、本当につかまれているんだろうかなというふうなことを思っております。

このまちづくり協議会等に丸投げと言うたら失礼でございますけれども、全部お任せして、進捗状況などをつかんでいただくと。そして、提言をいただくんだというふうな感じにとれないわけでもないわけでございます。

やはり、行政としては、総合計画のこの5カ年経過した現在、どういう進捗状況であるかと。こういった部分について、重点的に、これまで取り組んできたんで、今後はこういったことについて、重点的に取り組んでいかないと考えておるといふふうなことを検証しながら、委員会等に投げかけていくというふうな姿勢が必要でないかなと、私は思うわけでございます。

もう既に、今、これをお示ししましたように、こういう立派な総合計画がありまして、宍粟市の10年後には、こういう姿になるんですよというものが、たくさんの方に、先ほどから申しますように、お力をいただいて、つくってあるわけでございますので、ここらあたり、しっかりつかんでいただきまして、現在の進捗状況をしっかりつかんでいただきたいなと思うわけでございます。

合併後4年のまちづくりの展開につきまして、市長自身は、先ほども申しましたけれども、しっかり、この宍粟市のまちづくりを検証されまして、市民に訴えて、選挙に出られたと私は思っておりますので、今後、もう少し、何を優先に、どのようなかじ取りをされるのかにつきまして、お聞きしたいなと思います。

いろんな取り組みがある中で、創造と挑戦の年とされ、市長が就任されたとき、所信として申されました市民に開かれた行政、市民とともに歩む行政、行政改革など、3つの基本理念のもとに、その方向性を、より明確に意識し、具体的なまちの姿をイメージし、何をすべきかを念頭に置きながら、災害復旧工事を最重点に、先ほど聞きましたが、5つの重点施策として、地域資源を生かしたまちづくりと、文化や観光振興に、産業の育成、さらには環境に優しいまちづくり、教育、環境の充実と少子高齢化対策、住民と行政が一体となった地域力の向上などをいわれておる

わけでございますが、災害復旧工事の優先などは、だれもが考えることではないでしょうか。

また、先ほどの5項目につきましても、具体的に、どのような事業でまちづくりをイメージし、何を念頭に置かれているのかということが、もう少し明確にされていないんじゃないかなと思うわけでございます。

この5つの重点施策等につきましても、これまで取り組んできましたまちづくりと、何ら、そんなに大きな変わりはないんじゃないかなと。むしろ、継続的で、総花的な考え方であると、私には思えてなりません。

例えば、昨日からよく聞きよるんですけれども、しそ元気げんき大作戦などというように、新しい事業で取り組んでいくというようなことを言われておりますが、これらにしましても、まちづくり支援、これまでありましたまちづくり支援事業や、iのまち創造事業などの発想と、余り大きな変わりはないんじゃないかなというふうな感じを抱いております。

多くの市民の皆さんは、田路市長になれば、市政運営が大きく変わり、暮らしもよくなるのではと、大きな期待を寄せられていたと思いますが、こういう、先ほどから言いますように、こういったことでは、市長がかわられても、また同じことかと、失望されるのではないかなと心配したりしております。

さらに、22年度を創造と挑戦の年と位置づけ、市民がかかわっていく仕組みづくりの中で、住民の目線に立って、行政運営と、先ほども言われましたが、2月に策定されました、先ほどから申しております24年度までの3カ年の行政運営を明らかにしたこの総合計画の実施計画は、今、市長が言われます市民がかかわっていく仕組みづくりというんですか、その中で、住民の目線に立ち、住民のニーズをしっかり受けとめた計画と、本当になっているんでしょうか。

きのうもたくさん出ておりましたけれども、最近、市政検証委員会とか、あるいはまた、災害の検証委員会とか、いろんな委員会が設置されてきて、たくさんの委員会ができております。

そういったことを、委員会を設置しながら、いろいろと市民の皆さんの声を聞かせていただいているんだと、そういうふうに言われるかもしれませんが、こういったことが、本当に住民目線の行政になっているのかなと、私は思ったりしております。どの委員会を見ましても、自治会とか、あるいは各種団体の代表の皆さんとか、あるいはまた、いつも大体同じような方々にお願いして、顔ぶれが偏っているというような感じも持っております。

本当にそういったことが、市民全体の目線になっとんのかなと心配しております。

きのう、私どもの創生会の代表質問、あるいはまた、日本共産党議員団の代表質問の中にもありましたが、学童預かり保育を例にして申しますと、学童預かり保育は、保護者が小さな子供がいれば、働きに出にくい。それをサポートする目的で行われている事業なのに、小学4年生以上は預からないというようなことになっておりまして、せめて土曜日でも、あるいはまた長期休暇の続くときだけでも、預かっていただけないだろうかという願いについても、規則で決められておるのでだめだというふうなことのようでございますけれども、本当にこういったことが、住民目線の行政運営といえるんでしょうか。

同じ学童預かりの目的で、民間の保育クラブでは、6年生まで受け入れられておるわけでございますが、そういった、きのうも質問ありましたが、だれが小学校3年生までじゃないといけないと決めたのか。ここらあたりを、しっかり検証していただきまして、住民目線の行政をやっていかないかんのじゃないかなと思うわけでございます。

たくさん再質問しておりますけれども、要は、総合計画に示されました、まちづくりが順調に進んでいるか。また、先ほどから聞きましたように、ソフト、ハードと分けてお聞きはいたしましたけれども、もう少し具体的に、住民目線につきましても、どのようにして住民目線をつかんでいるんだというふうなことも、聞かせていただきたいなと思うわけでございます。

まず、この総合計画につきましての、まちづくりについての再質問をさせていただきたいと思います。

一問一答というような形で、農林業につきましては、また後でさせていただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、ご質問の中で、再質問の方が、何かとどめもなく、わかりにくい感じでありましたけれども。

基本構想、基本計画につきましては、これも先般の質問に出ておりましたけれども、基本構想というのは、議会の議決を得て決められた基本的なものであります。

あとの基本計画については、決定したから、これを重要視せえということではなしに、何年かの流れの中で、その時、その時に見直しをしながら、やっていくというのが基本ではないかというふうに、私は思っております。

これらにつきまして、何%の進捗率かとか、具体的なものというふうについては、

担当の方からお答えをいたします。

それから、市政検証委員会といったような協議会の中で、丸投げではないかということではありますが、あるいはまた、決まった人ばかりが出ているんじゃないかということではありますが、市政検証委員会等につきましては、委員の氏名、そして協議された内容というものを詳しく広報にも載せて、情報の公開ということもいたしておるわけであります。

メンバーを見ていただいたら、役職について人ばかりではない。いろんな方に入っていていただいておりますし、その内容につきましても、この4年間のうちのいろんな課題というものが出てきておりますし、私が先ほど申し上げましたように、一定の評価はしながらも、ソフト面ではもう一歩だということも出てきておるわけでありますので、こういったことが、住民の目線であるというふうにお考えをいただいたらいいんじゃないかなと思います。

それから、学童の関係につきましては、昨日も申し上げましたように、3年生から4年生。4年生ということになれば、留守番もひとりでできるような、そういったことも、自立支援ということも必要であります。

しかしながら、どうしても大変だということについては、昨日申し上げましたように、保護者と十分協議をしながらということ、私も申し上げておるつもりであります。

また、議員の皆さんもそういう回りくどいことでなしに、率直にやっていただく方が、事は早いんじゃないかなと、そのように思っております。

あとにつきましては、それぞれ担当が申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 私の方からは、基本構想にかかわりますご質問の部分で、お答えをさせていただきたいと思っております。

もうご案内のとおり、基本構想につきましては、10年後の大きな理念、あるべき姿を描いたものであります。

したがいまして、今、その理念に対しまして、何%かというのは、なかなか判断がしづらいんだろうな。

ただ、実施計画の部分におきましては、先ほど市長が申し上げましたように、ハード事業については、ほぼしておりますし、計画におけます部分については、財源の裏打ち、すなわち合併特例債、あるいは起債の残高、財政当局とも十分協議をした計画でございますので、8割から9割の実施はできておるなど、このように感じ

ております。

それから、もう1点、今後におきましては、ご指摘のとおり、今、後期の基本計画の策定の準備をしておるわけですが、この計画におきましては、前回のことも踏まえまして、もう少しわかりやすく、まちづくり指標なるものを設定をして、ご指摘のそういった進捗状況等も、一定、把握ができるような計画を策定をしようというふうに、今、しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） ただいま、市長の方から答弁いただいたんですけれども、決して丸投げではない。そしてまた、同じ顔ぶれにはなっていないというようなご答弁をいただきました。

私が思いますのに、丸投げという言い方が適当でなかったかとは思いますが、一定の、行政なりの進捗状況なり、評価、検証して、こういうことですが、どういうふうにお感じになりますかというような形での委員会審議をされるんがいいんじゃないかなと、私はそういう意味で、頭から案を出さずして、委員会に提案することはいかがなものかなというふうな気持ちで質問したわけですので、市長がおっしゃいますように、丸投げではない、案も示しておると言われるなら、それはそれで結構でございます。そういった方向でやっていただきたいと思っております。

それと、学童預かりのことは、決して通告もしておりませんし、例として挙げただけのことでありまして、住民目線の、行政というのはこういうものではないでしょうかという意味で申し上げたので、このことにつきましては、再度、どうこうということは言わなくとも結構じゃないかなと思ったりしております。

いろいろ、今、企画部次長からも答弁いただきましたが、こういったことについて、何%ほどできて、進捗状況でありますというふうなことをつかむのは難しいという回答をいただきました。

確かにそうだろうとは思いますが。そういったことではございますけれども、本当に、この総合計画というものは、大変重要なものでありますので、10カ年の宍粟市の歩みが示されたものでありますので、きちり、そこらあたりは、パーセントをつかまなくてもよろしいので、きちり、毎年検証をしながら、取り組んでいただきたいなと思うわけでございます。

それから、次に、農林業の振興につきまして、再質問をさせていただきたいと思うんですが。

これも市長、毎日、自宅から通勤されておりました、朝晩見て通っておられるので、ご承知かと思うんですが、一宮町のある地域で、山が皆伐されまして、丸裸になりまして、植林されず、長雨が降れば、災害などが発生しないかと心配されるような状況の山があるのは、ご存じだと思います。

今、先ほど、産業部長の方から、皆伐は推進してないんだと。間伐を進めていって、そういう皆伐というのはほとんどないんだというふうな感じの答弁いただきましたけれども、あちこちで皆伐されているところもあるんじゃないかなと、私は見受けております。

そういった、ああいう山を見て、市長はどのように感じておられるかなと。私は、非常に心配しておるわけですが。

これからどんどん、山の木が伐採されまして、植林されずに放置されましたら、本当に大変なことになります。

前に一宮町の奥の方で、国有林などがどんどん伐採されまして、雨が降れば、すぐ水が出ると。そして、雨がやんだら、すぐ水が、洪水が、水かさが減ったというようなことも聞かれておりました、本当に植林ということが、災害などに大きくかかわっているというふうに感じております。

先ほど、部長がおっしゃいました話の中にもあったように思うんですが、個人所有の山で、個人の財産を守るという事業は、大変難しいこともあるんじゃないかなと、私も思うんですが、やはり治水や、災害のことを考え、全体の財産として、山を守っていくという施策の展開が必要ではないかなと思ったりしております。

この伐採後の植林等について、どのように指導されていくか。もう少し聞かせていただきたいなと思うわけですが。

それから、農業につきましてなんですけれども、これも一つ例を挙げて話しますと、私の町内会、約40戸ほどあるんですけれども、そのうち、二、三段の田んぼを耕作しておる農家が30戸ほどございました。面積としては、約10町ほどあったんじゃないかなと思うんですけれども。井堰とか水路、そういったものの管理につきまして、30戸のものが天役に出て、ずっと管理してきておったわけですが、最近では、作付する人が減りまして、農家が七、八戸になっておりました。

そこへ、去年の災害によりまして、田んぼに土砂が流入したり、あるいはまた、井堰が傷んだりして、その災害復旧に関する負担金が、大変なため、もう田んぼを放棄するというようなことで、耕作放棄される方が出まして、ことしの作付される

農家が4戸ほどになっております。

こんなことでいきますと、先ほど言いました10町歩ほどの田んぼは、ここ数年のうちに、全部作付されなくなって荒れていくというような感じになっております。

こんなことでいいのかなと、私、思っております。

田んぼが荒れる、それも大変でございますけれども、それだけじゃなしに、もう地域自体が荒れてしまうんじゃないかなと。これらを再生する抜本的な施策はないものかなと、いろいろ私なりにも思っておるんですが、なかなかそういった妙案も浮かんでできません。

賢明な職員が、立派な職員がおられる行政としまして、何かこういったことに対する、いろんなアイデアとか、方策を考えていただきまして、これらに対応していただけないかなと思ったりしておるわけでございます。

このままですと、イノシシや鹿に、地域をのっとられてしまいまして、追い出されてしまうんじゃないかなと思ったりして、心配しておりますが、そういった点で、賢明な市長のお考えを、一遍聞かせていただきたいなと思います。

以上で、再質問終わります。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） まず、先ほどの、いわゆるいろんな協議会ということであったわけですが、これについては、先ほど申し上げましたように、いろんな角度の、あるいは、いろんな分野の方から選出をして、できるだけ公表をしてまいりたい。

しかしながら、災害の検証委員会等につきましては、かかわってきた段階、団体、そういったことが主となっておるわけでありまして。

それから、市政検証委員会につきましても、まず行政がということですが、これは、行政の方もそういったことを、それぞれ出していき、災害についても、そういう方向で、最終的に練り合わせるということやってきておるわけでありまして。

そういうことで、理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、学童については、もう一度申し上げますが、年齢を引き上げて、引き上げてすることが、果たしていいのかということも、教育の問題、そういったことから、もう十分お考えをいただきたい。

こっちから上げてくれというようなことが出てくると、すぐそういうことが一番いいという考えでは、ちょっとおかしいんじゃないかな。

先ほど申しましたように、教育の観点と、生活の観点、両方を勘案をしながら、本当にこうだなということについては、十分、お話を伺いながらやっていくという

ことが、大事であろうと思います。

初めから、6年生までやってくれ。はいはいというんでは、果たしていいのかどうか、そのことだけは、十分、ご理解をいただいたりしたいというふうに思います。

それから、山の関係であります。これは恐らく、西深の山のことだろうというふうに思いますが、これについては、非常に心配もしておりますし、先ほど、部長の方から言いましたように、こういったことについて、できるだけ、できるだけなしに、そういった指導なりはしておるわけですが、個人の所有でもあります。そういうことで、地域としても、やっぱり一緒になって、あと、植林なりしていただきよというようなことも必要だろうと思いますし、そのための補助金等もあるわけですので、そういった点は、みんなで一緒になって、そういう運動をしていかなければ、なかなか難しいんではないかなというふうに思っております。

次に、農業災害等で、水路が傷んだと。高齢化と言いますか、耕作者が少なくなってきた。だから、なかなか難しいということですが、これにつきましては、今定例会の中で、既にお示しをしているか、これから委員会等で審議をしていただくのか、ちょっとそのことはわかりませんが、災害によって、例えば林道でありますとか、それから長い水路等になりますと、受益者負担、災害ですから、非常に安いということにはなるわけですが、それでも大変だと。

そういったときには、ある程度の年限を切った融資制度、利子があるかないかということぐらいな感じのものを、融資をしていこうという制度を、新しくつくっているところであります。

これにつきましては、また後刻の委員会等でも、詳しい説明を申し上げたいというふうに思います。

それと、また、地域で、あそこにちょっとした休み場所が欲しいなとか、そういった場合にも、そういった融資制度を新たにつくったところあります。これは、地域の活性化に向けた取り組みで、農林業とはまた違った形ですが、そういった施策もやっておるわけあります。

そういうこともご理解をいただいて、ご協力をいただきたい、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） まちづくりにつきましては、総合計画に既に示されておりますので、それに沿って進めていただきたいなと思います。

それと、農林業振興につきましては、非常に妙案というんですか、策がなかなか

いかもわかりませんが、先ほど申し上げましたような、非常にもう地域が荒れてしまうような状況になっておりますので、例えば、農地として利用できなかったら、それ以外の方策で地域を守っていくような、農地を守りながら地域を守っていくような方策を考えると、何かこう、アイデアを出しながら、所有者とともに、行政が指導していくというようなことが、考えていただけないかなと思ったりしておるわけでございます。

今まあ、市長の方から、融資制度もあるんでというふうなことがお聞きしましたけれども、融資制度を利用して、井堰を直したところで、あと管理が非常に大変で、困っておられるわけでございますので、抜本的な農林業の振興策を考えていただきたいなと思うわけでございます。

最後に、時間もあれでございますので、提案というんですか、そういったことをさせていただいて質問を終わりたいと思うんですが。

宍粟市は今、何が一番重点を置くべきか。宍粟市の活性化のために、何が一番大切なことかなどを決定するには、市民のニーズを的確につかんで、住民の目線で、市民の皆さんが形として実感していただける行政運営が必要であるというようなことは、私が言うまでもないところでございます。

先ほどから、市長に対していろいろと質問し、ご答弁をいただいておりますが、もう少し、私自身はこういった、それぞれのことにつきまして、具体的な答弁がいただきたいなと思っておりますが、それは引き出せなかったもので、残念に思っております。

そこで、一つ提案したいんですが、市民のニーズを住民目線で、的確につかむために、市民の世論調査みたいなのをさせていただいたらいかがなものかなと思ったりしております。

選挙人名簿等で、投票区ごとに人数の割当などを行いまして、1,000人ほどの、人数は何ぼでもいいんですけれども、無作為に抽出して、市民の皆さんが、今、何を一番望んでおられて、どんな行政運営に期待されているのか、そういったことを電話で簡単な質問事項を決めて、実施して、把握をされてはどうかと思ったりしております。

10人ほどの職員の方が、手分けして行っていただければ、1週間か10日もすれば、すぐ結果が出てくるんじゃないかなと。経費もそんなにかからないんじゃないかなと思ったりしております。

報道関係がたびたび、内閣の支持率などを、そういった形でやっておられますけ

れども、いろんな方策、アンケートとかいろんなことあるかと思いますが、案外、こういったことも簡単にできていいんじゃないかなと、私なりに思ったりしております。

そうしたことによりまして、いつも同じメンバーというんですか、余り偏らない方の、多くの市民の方の意見が聞けて、住民の意向がしっかりとつかめるんじゃないかなと思ったりしておるわけでございます。

さらに、今言います委員会など、市長が先ほどからいろいろご答弁されておりますけれども、私自身は、少し偏ったりしておるところもあるんじゃないかなと思っておりますので、委員の選出についても、そういった選挙人名簿等から、無作為に抽出して、選任されてはいかがなものかなと思ったりしております。

国でも、裁判員というんですか、ああいった犯罪者に判決を下すような、非常に重要な裁判員でも、選挙人名簿等で無作為に抽出して、選任されるというようなことも聞いておりますので、そういったことで、選挙人名簿等から、無作為に選任するということは、非常に、私は偏らなくていいことかなと思ったりしておりますので、これがどうでもいいとは言いませんけれども、副市長は先日、どなたかの、同僚の議員の質問に対して答弁されましたが、何かこう、モニター制度なども考えておるというような答弁がありましたけれども、そういったこともよろしいですけれども、モニター制度というのは、またこれも偏ることもあれへんかなと思っておりますので、そういったことを提案して、質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、電話による、そうしたことでありますとか、一つの方法論として、参考にさせていただきたいと思います。

先ほど出ましたモニター制度についても、かなりの人数のモニターということでしておりますので、いろんな意見が聞けるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、いろんな委員会につきましては、公募の部分、それから各市民局ごとの推薦してきた人数とか、そしてまた、私の方から選任をする、そういった幾つかのグループに分けてやっていきたいというふうに思っておりますので、できるだけ、余り4つも5つも重なるというようなことはないようにしなければならないというふうに考えております。

それから、まちづくりであります、基本的な姿勢は、いろいろ、一生懸命頑張

るところには支援をしていこうと、こういう基本的な考えで臨んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 終わります言うといっておかしいんですけど。

先ほどから、市長に対しまして、いろいろ苦言を呈したようでございますが、これも市民の皆さんとともに、宍粟市に住んでよかった。住み続けたいと言える、夢のまちづくり実現に向けた、田路市長のかじ取りに大きな期待を寄せて、質問したことでございますので、そういったことを申し添えて、質問を終わらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で大上正司議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

10時35分まで休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時35分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

18番、岩路昭美議員。

○18番（岩路昭美君） 18番、岩路でございます。

田路市長市政始まりまして、まさに1年となろうとしております。現在、市長自前の編成になる予算案が審議されている最中でもございます。

住民目線による施策の展開、それは行政の手にある情報の、これを住民とともに共有するために、積極的に会議をするんだと。

事務事業の計画段階における、住民の参画をふやすんだと。そして、説明責任の全うなど、新たに地方主権の流れに沿う、適切な行政スタンスで、ドドンということを表明されておきまして、評価をするものであります。

しかしながら、それらの施政方針や、議会答弁が、単なる理念先行や、巧みな言葉による、担当職員の方々の手になる模範答弁、リップサービスに終わっては、これで一件落着だということでは、許されないわけでございます。

こういうことが常態化しておきましては、市長に賭けた市民の期待感が一挙に低下するのは、火を見るより明らかでございます。

そこで、田路市政の展開、実現に関しまして、質問通告書に従い、端的にお尋ねをいたします。

まず、住民を中心とする市政実現のツールにと、昨日もたびたび口になさっておりました住民基本条例について、お尋ねをいたします。

さて、通告のとおり、私は自治基本条例の制定に大いに期待をしております。そして、その制定が明確になったということに、喜びを覚えているものでございます。

そこで、市長、制定に向けた行動計画、基本理念、市民参画や理解を深めていく手法は、どのようなものをお考えおられますか。

先進事例研究や、調査は当然、なされていると思いますが、特に制定第1号となった北海道のニセコ町のまちづくり条例に、市長は何を学ばれましたか。

そこへの実地研修を計画しておられますか。

また、住民行政の位置づけ、関係の明確化にとどまらず、議会の自治体運営に関する視点も、新たなものが求められている昨今でございますが、議会のあり方について、市長が新たに期待されているものは何でありますか。

次に、教育長に、就学前の幼児の保育教育について、既に昨日も2名の同僚からの質問がございまして、るる答えておられましたが、本市の幼児保育、教育の基本は何であるかということにつきまして、再度、お尋ねをいたすものでございます。

お尋ねをいたします。

本市は、一元化を目指されるのか、一体化でよしとされるのか、その目指す方向は、今後の保護者、父母、子供たちの動向を大きく左右をいたします。基本スタンスの明記は、本市の幼児、児童教育、保育の将来事案にとって、重要なことと考え、その方針をお尋ねをいたすものでございます。

次に、農林業従事者の就労時の災害防止、及び災害補償についての市の施策、安心安全のための具体策は、どのように図られているかではありますが、本市は、農林業を基幹産業と位置づけております。

それらを孫に育てる施策を、積極的に打ち出していく必要があるのは当然であります。

そこで、市長、現状は本当に、この基幹産業を守り、育てているということについて、胸を張ることができるでありますでしょうか。率直な現状認識を、まずお尋ねをいたします。

前回も問題提起をいたしましたように、不幸にして農林従事者が、就労に際して労働災害に遭うことも避けられないわけではありますが、この死傷病について

の実態はどのように把握をされておりますか。

また、労働を起因とする傷病時の公的補償の受給体制は、どのようなものでありますか。

行政として、現状を踏まえ、今後、どのような取り組みをされていくのかにつきまして、再度お尋ねをするものでございます。

最後に、し尿券調査特命チームの活動状況についてのお尋ねであります。

この件につきましては、私も何回、こうした質問に立ったかということ、忘れるぐらいでございます。

昨日、同僚議員が、もう24カ月にも余る議論を通じて、しびれがきれたと、こういう発言をなさっておりましたが、私は、もう我慢の限界に達した心境でございます。

事件発覚以来、4年にも余る問題解決のスローモーぶりに、多くの住民は、行政不信は無論のこと、議会の機能についての失望感、あきらめが正直なところでありまして、このままでは、いずれ行政も議会も手の及ばぬところに、問題が波及・拡大するのではないかということ、大変憂慮をいたしております。

まず、市長、特命委員会の調査活動は、想定どおり順調に進んでおりますか。

住民目線による調査が、行政不信払拭の根本だとされた市長の目的は、見込みどおり果たされそうでしょうか。前政下での調査では、市民目線において、理解されないと特命チームの設置でございます。

特命チームは、前調査の検証、行政責任の明確化、棄損された公金の賠償額の確定、賠償方法のあり方を特命事項とされました。この特命事項について、間違いはないと思いますが、確認を求めます。

さらに、市職員のみでは、住民目線での調査が十分できないとの判断で、民間委員を加えられましたが、目的どおりと申しますか、期待どおりに民間委員は、住民目線での調査を十分に果たされておりますか。

市長は、調査結果に基づく行政の決定について、住民及び議会に対して、十分な説明責任を果たすとされてはいますが、従来方法と異なる、さらに説明責任が十分に果たされる方策、方法をどのように考えて準備をされているか。

まず、以上の4点につき、第1回目の総括的な質問といたします。

○議長（岡田初雄君） 岩路昭美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岩路議員のご質問にお答えをいたします。

住民自治基本条例の制定に関しまして、条例制定に向けたアクションプラン、基本理念、市民の参画や理解を深める手法についてというご質問でございます。

自治基本条例は、自治の主体が市民であることを明確にし、市民、議会、行政の役割と責務を定め、参画と協働によるまちづくりを推進しようということが目的でございます。

自治体の最高の規範というところでの条例でございます。

このことから、自治基本条例を制定する上で、多くの市民に関心を持っていただく必要があります。市民参画による検討委員会を初めとして、市民アンケート、それからフォーラム、あるいはふれあいミーティング、いわゆる出前講座などを実施するとともに、広報、ホームページのPRにより、市民の参画と理解を深めていく考えであります。

また、市内部におきましても、検討部会、作業チームを設置し、推進体制の強化を図る考えであります。

次に、ニセコ町条例に何を学ぶか、自治研修の予定はとのご質問ですが、ニセコ町まちづくり条例は、将来にわたって住民参画のまちづくりを保障するために、平成13年に施行された自治基本条例のさきがけであります。

制定に当たっては、情報の共有、住民参加を柱として、実践をいかに法令に裏打ちするかを視点とされており、本市においても、市民と行政の協働によるまちづくりに向けた具体的な手法を考える中で、条例制定を進めたく考えているところであります。

また、現在、全国で180を超える自治体で、自治基本条例が制定され、内容もそれぞれの自治体の基本理念に沿った条文となっております。ニセコ町に限らず、宍粟市が目指そうとする条例制定や、参考となる取り組みを行っている自治体があれば、実施研修を行っていききたいというふうに考えております。

なお、ニセコ町の関係につきましては、もう4年ほど前になりますが、北海道大学でそうした講習を受けたところでございます。

また、この自治基本条例につきましては、全国見てみますと、幾つかのタイプがございます。一番多いのが、この住民自治に関する基本原則的な事項を規定をし、他の条例に対し、最高規範性を持ち、条例制定名はまちづくり基本条例でありますとか、名前は違いますが、そういうことが一番多いタイプでございます。

次に、住民参加条例タイプ、行政活動への市民参加に焦点を絞り、住民参加の制度などを定めたというもの。それから、理念条例タイプといたしまして、従来のまち

づくり条例の流れから、理念的な部分を特化した条例と、大きく分けて、こうした3つのものがあるわけであります。

また、そのほかにも、土地利用、景観等、そういったことも含めた条例等もあるわけでありますが、これからいろいろ、議会でも検討をいただいたり、市民の皆さんにも検討をいただきながら、宍粟市によいものにしていきたいというふうに考えております。

次に、議会に新たに期待するものは何かということについてでございますが、最高の議決機関に対して、私がいろいろ申し上げるのはどうかとは思いますが、個人的な見解として、申し上げさせていただければ、地方分権により、自己責任、自己決定による自立した市政運営が求められている中であります。市の重要な意思決定、市政運営を監視する機関として、議会の役割はますます重要であると考えております。

また、一方では、議会において独自の調査研究を行う中で、市の施策立案に対し、代替案を提示いただくなど、施策形成機能の充実を期待するとともに、市においても、政策形成に対する評価を図ることにより、それぞれが相互の編成と均衡によって、市民の意向を的確に反映した自治体運営を図っていききたいと、このような思いを持っております。

次に、農林業の関係でございますが、なかなか難しい課題でございますが、胸を張ってと言われれば、なかなかそうはいかないというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

基幹産業を守る、育てるための安心・安全の具体策についてのご質問であります。労働者を一人でも雇用している事業主は、労災保険に加入することが法律で義務づけられております。

農林業における保険料率は、ほかの業種と比べて高いわけでございますが、事業主の負担は大きいというのが現状でございますが、そういったことも踏まえてのご質問かなと思います。

こうした中でありますが、市単独の制度創設及び運営助成については、なかなか財政的に難しいものであるというふうに考え、既存の民間労働災害保険への加入について、促進をしていきたいと考えております。

また、労働災害の実態といたしましては、近年、県内での傷害事故者数は減少しておりますが、死亡事故数は増加をいたしております。

こういったことで、安全・安心に働くためにも、引き続き、それぞれ県等との連

携も踏まえて、安全作業講習会等にも力を入れてまいりたいというふうに考えております。

それから、次に、し尿券問題についてのご質問であります。

これにつきましては、今回、多くの議員の皆さんから質問があって、かなりお答えをいたしたところでありますが。

まず、民間委員による住民目線での調査は十分果たされているかという点につきましては、現在、間もなく報告を出るということ聞いておりますが、受けるには至っておりませんが、市民感覚による厳しい指摘や、提案もあるであろうというふうに考えております。

次に、説明責任の時期、方法につきましては、特命チームから報告書の内容を検討し、さらに間もなく業務上横領事件の裁判が始まることを念頭に置き、損害補てんの方法も含めまして、所管の委員会で報告をしながら、説明をいたしてまいりたいと考えております。

また、本件につきましては、行政と市民との信頼関係を揺るがす問題ととらえておりますので、市民の皆さんへもお知らせをしなければならないと、このように考えております。

以上で、私の方からは終わらせていただきます。

それぞれ、あと、教育長なり部長の方からお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 幼保連携の基本方針、基本スタンスについてということのお尋ねにつきまして、お答えを申し上げます。

本年度、宍粟市就学前の子供の教育と保育のあり方基本方針を作成いたしました。その中で、宍粟市が目指すものは、同一敷地内に幼児教育、保育機能、あるいは子育て機能を兼ね備えた施設を運営することとし、子供たちが心身ともに健全で、心豊かに成長するために、幼児の成長発達にとって、適切な集団規模の確保を、今後とも進めていくこととしております。

市の現実といたしまして、少子化が進む中で、施設における小規模な集団状況がございます。子供にとって、集団規模の改善が必要であり、規模の適正化が必要であると判断をしております。

国の所管としては、文科省、厚労省と、それぞれ幼稚園、保育所等の所管が分かれておるわけですが、平成18年、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律というものができました。

その中で、いわゆる認定子ども園が設置可能となったわけでございます。

宍粟市としては、就学前の子供たちの、よりよい教育、保育環境を整えることとして、幼保一元化までを考えております。仮称として、子ども園の設置を目指すこととしております。

しかし、なお、国の、いわゆる文科省、厚労省両省においては、幼保連携推進室を設置して、認定子ども園の普及促進に努めており、平成20年には、認定子ども園の普及についてとして、運用の改善方策について、まとめられております。

国としても、二重行政の解消と、認定子ども園の制度改革についての検討を進められておる方向がございます。

今後とも、国の動向も注視しながら、幼保一元化に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、岩薨議員の農林業作業従事者の就労時の被害状況の把握と傾向についてのご質問でありますので、お答えをさせていただきたいというように思います。

まず、農業作業の実態でございますが、県内で農作業の事業概要といたしまして、傷害事故者数は、平成10年から14年の5年間に585人から、後の平成15年から19年の5年間に456人と減少しておりますが、同じくその10年間で、死亡事故者数は42人から53人と、増加しているのが現状であります。

市内でも、平成10年から19年までの10年間を見ても、79件の障害死亡事故がありまして、そのうち、3人の方が亡くなられております。

一方、林業災害につきましては、平成16年から22年、ことしの1月までの県内の発生状況で、22件の傷害死亡事故がありまして、うち15人が亡くなられております。

市内におきましても、平成16年からことしの1月までの間に、4件の傷害死亡事故がありまして、うち3人が亡くなられているという状況でございます。

傾向といたしましては、まず、農業作業につきましては、女性の農業者、高齢者の割合が非常に多くなっているという状況が出ております。

また、林業災害につきましては、伐木の作業が全体の45%と大きく、その次に造林作業、また集材の作業という形で、林業災害につきましては、全労働災害の約3分の1を占めるというような、非常に厳しい状況でございます。

先ほど、市長の答弁もありましたように、市といたしましては、事故の未然防止

という観点から、積極的に安全講習なり、研修会を通じて、それぞれの防止に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、死傷病時の公的補償の受給実態の状況でございますが、直接、各自治体におけます制度設計はされていないという状況でございますので、直接にはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） それぞれ、即発的にお尋ねしたことについて、お答えいただいたわけですが、順を追いまして、できるだけ一問一答形式でお尋ねをいたしますので、ひとつ端的にお答えをいただきたい、このように思います。

まず、この住民基本条例につきまして、市長自身は大変よく勉強なさっているようでございます。その中でも、一番大事なことは、住民を主体にして、住民が行政、いわゆる自治体行政の中の主役なんだという位置づけ、そのことを住民自身が意識し、行動してもらうために大事なことは、まず、行政が持っている情報が、すべからず公開という形の中で、住民と情報共有することが基本原則なんだと、こういうお考えを示されました。これは正しいご認識だと思うんですが。

問題は、この条例をつくっても、条文、文書は簡単につくれるんですね。半年もかからんうちにやれます。しかし、それでは、そのねらいが達せられないであろうということが、この基本条例を持っている自治体の基本認識でありまして、それをどのように住民と共有するか。または、行政の内部において、姿勢を大きく変えなきゃならん。180度転換せなけりゃならないということに、1条1条突き当たってきますので、それをどのように、職員の意識を高めていくかと。あるいは、変えていくかということも大変でございます。

そういうことで、結構、手間ひまのかかることなんですが、市長が調査をなさいました基本条例、いろいろなタイプは確かにあり、タイプによって、その周知、研修期間が短くなるということもありますが、市長が想定されているのは、恐らく最高規範型の、総合的な住民条例というように理解しますので、この条例に限って申しますならば、どれくらいの、そういう住民と行政がともに、これをつくり上げていくために、必要とする時間を、必要とするかということにお考えになっているか。

おおむね他の自治体、最高規範性を持った基本条例をつくったところの事例もあると思うんですが、どれぐらいの期間をかけてつくったかということについて、研究されておればお答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃいますように、この条例というのは、条文つくろうと思えば、それはあすにでも出せますけれども、それではこの条例の意味がありませんので、住民の皆さん、委員を選定をして、委員会の中でも検討をしていただきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、いろんな手段を通じて、広報を進めていきたいというふうに考えておるところであります。

それから、職員につきましても、やはり十分、よく、これまでにない条例でありますので、よく周知をするように、これも研修等で徹底をしていきたい。

既に、これらについておぼろげながらの、こういうものですよというものにつきましても、地域協議会のメンバーでありますとか、自治会の皆さんに、これはぼやっとしたことでするので、具体的にはこれからでありますか、一応、お知らせをしたりいたしております。

そういうことを考えながら、早ければ9月ちょっと、しんどいかなと思っておりますが、12月には何とかコンプライアンスの関係の条例と一緒に、提案をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 9月なんていうのは、とても無理でしょうけれども、12月でも、僕は急ぎ過ぎだろうかなと。

大体、おおむね、いい条例をつくっているといわれているところで、大体、おおむね2年間ぐらいかな。1条1条、住民との討議、あるいは職員の内部の討議、議会との問題というようなのを絡めまして、やっぱり2年間ぐらいかかるのが普通だろうと。だから、余りお急ぎにならない方がいいかというように思います。

それから、このニセコ町の条例についても、いろいろ勉強されているようでございますけれども、市長、このニセコ町が全国で初めて町条例をつくろうとといったときに、一番ネックになったと。しかし、そのネックを越える、乗り越えることによって、ニセコの条例がよくなったというように言われているんですね。

これは、あとの時間もちょっとかけたいんで、一々市長に立って答弁していただく時間がございませぬけれども、一番、ニセコに僕は学んだらいいですよ。できれば、そこへ実地研修なさる方がいいだろうと、僕自身が思うのは、まず、この条例をつくろうとといったときに、あらゆる部門、もう議会も含めまして、住民の各種団体のいろいろな会合、会もありますね。そこから言われたことは、法令や条例が既にいっぱいあるやないかと。現状で、何の問題もないのに、何で独自の条例つく

るんだというのが、基本的な問題点だったんですね。

それはそうだけど、そうじゃないんだということの説得に、大変時間がかかったと。そしたら、その次の段階で出たことは、そんなことは何も条例化することない。規則や要綱、申し合わせでいいじゃないかと、こういうレベルになった。条例化そのものは必要ないって、こういうことになった。

ニセコの場合、非常に特異なのは、町の重要な施策を決定する前段階プロセスにおいて、20歳、成人だけじゃないんですね。小・中学校に絡む問題は、小・中学校だって判断する能力があるんだから、問題によっては、何も20歳の住民という、選挙権を持った者なんていうことは考える必要がないと、いうところに、この条例の大きな特質がある。

それなりに、それなりのレベルで、どういう意向かということをしっかり発言してもらって、みんなで考えようというのが、ニセコに学ぶべき大きなところでございます。

そういうことをやっていったら、最後に何が出るか。時期尚早だと、こうなったわけですね。よそがつくってないのに、うちだけ何でつくらないかのやと。時期尚早に、自治体の自治行政に、時期尚早ということはないと。気づいた者が、気づいた時に、気づいた住民が、議会や行政や住民がやろうといったところに、このニセコの非常にいいところがある。いい、すぐれた条例、いっぱいできてますけれども、やっぱりここに学ぶことが非常に大きいから、やはり勉強はここを中心におやりになったらいいだろう。

そして、いろいろ、2年間かけてすったもんだやりまして、条例案ができました。条文が。議会でかけたときの、これは賛成多数で通っているんですから。それでも、賛成10、反対5なんですね。それでも、一致しなかった。これこそ、さように産みの苦しみというのは大きい条例だと。

しかし、それだけに、それをなし遂げるという過程、あるいはなし遂げて、それを活用して、まちづくりをやっていくというところにおいて、非常に学ぶところがあると思いますので、ぜひともここを中心に、できれば大勢の方が、遠いところですから費用もかかるから大変でしょうけれども、やはり、ぜひ現地で学んでいただくことが必要でございます。

予算案の中に、この条例制定についての、いわゆる先進地研修というのが組まれてございます。ぜひ、そこを中心にやっていただきたい。こういうことは要望にとどめておきます。

それから、これは教育長に、あるいは再質問ですけれども。

私は、教育長がいろいろ言われました、きのうも言われたし、きょうも言われた。幼児の小規模集団化ということは、非常にいい面も多少あるけども、やっぱり悪い面の方が多い。だから、適正規模にすることによってということ言われた。

あるいは、認定こども園という新しい制度ができたんでということ。ところが、この認定こども園というのは、厚生行政と文部行政の、要するに折り合わないところなんですね。一体化というのは、両方の省の権益を残しながら、お茶濁したのが、別法がこども園なんです。

一元化と一体化への、1字違いですけどね。そこへ、目指すところは大きく違うんです。だから、これは、本市は、連邦的でもいいから、現状を合わせた、要するに合わせ細工のように、一体化でいくんだということを、はっきり申されないと、子どもにかかる親の期待とか、そういうものは限りがない。そんなところなら、何にも、初めから、宍粟市における、こども園に入れずに、ひたすら幼稚園目指す親だって出るかもわからんし、また、そういう方向、悪いとは言えない。

で、本市は、幼児の保育、教育に対して、こういう方針、一元化か一体化か知りませんが、これでいくんだということを明示されるのがいいだろうと。現状合わせのことで、ちょっと言われると、ピントがずれるんですね。

これから子供を育てよう、大きくしていこうという親、さまざまいますから。その親に対して、どっちかようわからんということになるんで、そこのところをお尋ねしたんで、この点はひとつ、教育長からお答えください。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 具体的に、一体化と一元化という部分につきまして、もう一度ご説明を申し上げたいと思います。

まず、基本的に、一体化と一元化がどのような違いがあるのかという部分でございまして、この幼保一体化という部分につきましては、いわゆる幼稚園と保育所が同一敷地内にありますけれども、その幼稚園、保育所が、現行の法制度のもとで、職員が交流したり、あるいは施設の相互活用などを通して、いわゆる幼稚園、保育所がある中で、幼児の保育教育を行うという、そういう部分と認識をしております。

我々が、市として目指す幼保一元化につきましては、基本的には幼稚園と保育所を融合させた形でございます。幼稚園、保育所等が、同一敷地内の中で、いわゆる両方の機能を持った、仮称ですけれども、こども園として、いわゆる幼児教育と保

育を融合させた施設をつくるという、そういうことを市としては目指しておるところでございますので、説明会でも、その辺を十分ご理解いただけてない部分が、もしございましたら、今後の説明会、あるいは懇談会等でも、十分その点をご理解を求めながら、推進をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） この問題については、僕は教育長のご認識についても、多々異論があります。

認定こども園をといる中における連携と、一体というような問題と、根本的に違う問題ありますし、一元化することによって、実際、もう保母さんの人材難、求人難というのは、非常に大きい問題があるんですね、現実問題。

この問題については、改めてまた議論を深めたいと思いますので、この程度にやめたいと思います。

それから、平野部長から詳しい、いろいろなご説明、市長からも、胸を張って言われるかといったら、基幹産業の育成策にすると、胸張れないという、大変残念な、それが現状だと思うんですね。

だから、僕は、これをソフト面で、後継者がいないとか、高齢化しているとかと、いろいろ言われるんですけども、農林に関して言えるんですけど、新規参入させるについても、労働条件について、しっかりした行政、あるいは地域、そこで働く、業に携わる人たちの認識が、新たな人が、安心・安全の、どうかたづくっていくかということを一生涯やらないと、現実問題としては、なかなか、口で言うだけで、後継者なんて来るわけがない。

3Kの職場といわれる中を、どう改善するかという基本認識が、基幹産業をどう浮上させていくかということの根本になるであろうということ、指摘しておきたいと思います。

それで、平野部長がいろいろと詳しい答弁いただきましたので、お尋ねするんですけども、市長も言われました、市だけでこの農林業に働くものの労災保険のカバーということはできん。だから、一般傷害保険でということ、これは現実を言われたんで、それはせいぜい了としますが。

平野部長、市長の言葉どおり、市単独ではいけない。しかし、全国的に、労働災害の傷病というのは、農林業は圧倒的に多いんですね。圧倒的に多いんですよ。

働いている人間、少ないんだけど、物すごい件数が多い。しかし、これは、

国でも県でも市でも、一体となって取り組まないといけない重大な問題なんです。そのところを抜きにしておいて、後継者を、農林業の後継者の育成だ、誘い込みだっ
ていったって、こんなものは、言っているだけで何もならん。ここんところが非常に
ポイントなんです。

それで、平野部長、県がいろいろ、こういうことを、意欲のあることあるとした
ら、一緒になって考えようよと。仕組み、考えてみようかというようなことがある
のかないのか、それは、そういうアタックをなされているのかどうかという1点。

県が、よし、ちょっと一緒に何か考えないかなというようなことになったら、
積極的に、この農林を中心にする地域のために、働いてやろうと。やってやろうと
いうお考えはお持ちかどうか、この1点に絞って、部長、ご答弁ください。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

それぞれ、各自治体独自の制度設計につきましては、先ほどお答えさせていただ
いたとおり、諸般の事情で、今現在としては、なかなか難しい状況があるというこ
ろでございます。

特に、先ほど、答弁もありましたように、通常災害の保険と比べましたら、4
倍から5倍の掛金ということで、私も試算をしてみましたら、最低6,000円の場合
で試算しても、年間13万円程度の掛金がいるというような状況になっております。

そのような中で、昨年12月にも、同様のご質問をいただいたと思います。それ
以降、それぞれ県なり、それから関係機関とも十分、この部分についての共通の
認識を持っております。

従いまして、今、即というわけにはいきませんが、共通認識の中で、どのような
方法がいいのかということについては、検討してまいりたいというふうに考えてお
ります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 時間が限られてますので、はしょって、とことんやれない
んですが。

このし尿券の問題、最後、市長にお尋ね、あるいは特命チームのヘッドの岡崎さ
んにお尋ねするんですが。

要するに、この特命チームをつくったそもそものことが、前市政下では、当事件

の取り組みはよくないと。自分が、自分の手法で、この事件を解明して、解決するんだということを、市長は今までの、従来の方法を批判されて、そして選挙をやられて、そしてそのやり方としたのが特命チームですね。

この中で、特命チームの性格はというと、住民目線による問題の、いわゆる解明であり、解決だと。住民目線ということではいわれたわけですね。

それで、住民を加えた特命チームを、職員だけじゃだめだということで、つくられた。

だから、この特命チーム、近々に報告が出ると言われてますけれども、この報告を踏まえながら、しっかり踏まえながら、最終的なこの問題に対する決着を図るということを、近々やりたいというように、1回目の質問でもおっしゃっていただいたように思いますし、同僚議員のきのうの質問にも、近々ということを言われた。

しかし、決め手は、この特命委員会のチームの最終報告はどうだということが、住民に納得せしめることができるかどうかという、一番のポイントでございます。

この最終報告書の内容そのものが、非常に大きくなるんですね。しかも、住民目線、民間の委員を加えたという、ここがポイントでございます。その最終決着の、この最終報告書、そのように受け取っていかということ、そのこと一言お答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 最終報告書が近々ということが出ております。その最終報告書につきましては、それを受け取る前にも、私自身が民間委員と直接お会いをして、意見も聴取したり、いろいろしたいというふうに思います。

それから、また、民間委員の方にも、それらをいろいろ見ていただくわけですが、今、専門的な方ではあるわけですが、場合によっては、もう1人なり2人なり、専門の方も加わっていただいて、最終的なものにしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） そういうことで、僕は出た、それで解決しない。またぞろ、問題が次々と引きずっていくというようなことは、もう宍粟市市民にとっても、行政にとっても、議会にとっても困る。だから、本当にもう、最後に住民が、なるほど、もうこれならしょうがないと、わかったというものに仕上げていただきたい、希望を申し上げるんですね。

それと、市長、今言われたから、いいことだと思うんですけども、せっかく民

間から入れられて、市長とその民間の方々の意思の疎通がよくできているのかなという懸念をしていた。そのこのところ、市長みずから動くということでございますので、ぜひそのようにしていただきたい。

それと、もう一つは、やっぱりお願い。これ今後のお願いですけれども、やっぱり公募とか、民間の委員による審議会方式とか、委員会方式というときには、やっぱりそういう公募したり、住民の方の多数の中に、行政側は、事務局として資料整理をしたり、説明をしたりする側に回って、住民の方の発言、あるいは考えがはっきり出せるような形をつくられないと。

今度の場合、7人の中で民間、いろいろ頼まれたけど、どうもうまくいかなかったところもあるやには聞いてますけれども、たった1人や。これ、牛の中に馬と言うのか、馬の中に牛というのかわかりませんが、これじゃあ、なかなかうまく機能しない。

これは、どうしてカバーするかというたら、皆さん方がそういう委員の方々の考えや意見をよく聞いて、おもんばかって、それを生かしていくということが、この最終報告書にとって、一番大事なことでございます。

それから、もう時間なくなりましたが、最後の1点でお聞きしますが、市長は、行政の責任は大きい。前回の場合に、前市長が行政処分されました。減給を含めてやられました。しかし、それはそうだけれども、逮捕者が出たという、新たな展開を受けながら、もう一度、この処分の問題も、職員の処分の問題も見直さなきゃならんということをおっしゃられたから、これは、再三言われたからおやりになるんだと思います。

これについては、もう、さらに答弁求めませんけれども、問題は、行政の責任が大きいんだということは、これはすべての帳票があるわけじゃないですから、損害額の確定といっても、非常にエイヤの部分も出てくるとは思うんですけれども、これこれの損害を市民にかけた。これに関して、刑事事件になっている人は、それなりに、また賠償責任を市が求めるのは当たり前としても、行政の役の職、管理の職にあった者が、それぞれ責任を大きく感じて、どうして職員に弁済せしめるかということがポイントだと、このように思いますんですが、この問題に関する、行政の職にあった方々、特に、なかんずく管理の職にあった人に、この賠償額をはっきりと命じるんだと。ここがなければ、多分、住民目線の解決にならないと思いますんですが、この1点に関しては、やっぱり市長から答弁をいただいとかないと、我々も説明がつかいませぬので、ひとつこの点についてのご答弁をお願いしたい、このよ

うに思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 初めの、特命チームの最終的な報告の関係であります。これにつきましては、住民目線の感覚からも、見ていただかなきゃならんということで、先ほど申し上げましたように、専門家の方、もう一、二名見ていただくか、あるいはまた、もう一つは、市政検証委員会、この間、一応のことはやっていただいたわけですが、そういったことの中でも、見ていただいたりしながら、議会にも提出をさせていただきたいというふうに思っております。

この問題の大きな点というのは、行政の事務的なもの、あるいは管理的なもの大きな率と言いますか、システムと言いますか、そういったことが非常にずさんであったということが言えるだろうと思います。

それと、もう一つは、これは皆さん方責めるわけでも何でもありませんけれども、議会にもやっぱり、そういったことが、うわさが早くから出てたというふうに聞いておりますが、そういったことについてのこともあるんじゃないかなというふうに思いますし、また一方では、市民の皆さんも、現金を扱ってはならないということの中で、そういった行為が行われていた。あるいはまた、チップがあったりとかいうことも、そういう話も聞いておるわけですが。

それぞれに責任があるというふうに考えております。もちろん、そら行政に一番責任があるわけでありましたが、そういったことをなくすためにも、ひとついろんな角度からご協力をいただきたいということをお願いを申し上げまして、答弁にかえたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 最後、一番肝心なとこなんです。

市長も、いろいろとご苦労なさっていると思いますけれども、一番申し上げておかなきゃならんのは、有識者をていよく使って、そして、言い方悪いですけども、風よけというのか、かくれみのにして、行政ベースで、やっぱり無難な最終報告、調査が出ましたというものをつくってもたがいということが、これはもう、絶対、住民としては、もう何をやっとなやということで、時間だけつぶして、経費だけ使ったんかいと、こういうことになりかねませんので、やっぱりここんところはしっかりやっていただきたい。

今からでも、まだ補強してでもと言われてますから、それはまあ、ぜひやって、民間の委員の方々が不満を持ったり、意見が通らなかつたというようなことがない

ように、ひとつ万全の手を打っていただきたい。

問題は、もう最後の答弁いただかなかったですけれども、何はともあれ、行政のずさん管理がすべての事の起こり。職員の、きついことを言うようですけれども、職務、自分が定められた仕事をきっちりやらなかったということが、すべてのこの事件の下地でございますので、この賠償の具体的な弁済、これを職員に負わせるか負わせないかということは、ひとえに市長の決断にかかっているわけでございますので、これもまた、なかったら、何の報告書だということになるので、そういう、何を、1,600万が正しいかどうかということも、本当は分析してみなわからん部分がある。もっとふえるかもわからんし、減るかもわからんという分も、もちろん、当然あると思うんです。

それはともかくとして、応分の弁済を、職員がかぶらざるを得ないというところへ、やっぱり行っていただきたい。あわせて、市長が今言われたように、みんなが、これ、みんなの不幸なんです。行政だけの不幸じゃないんです。議会にも不幸。議会も不幸。大きく言や、住民のとんでもない大きな不幸なんですから。これに決着をしていくには、そういう1点で、住民の目線から見て、まあこれで一応の、一件落着だなというところへ持って行っていただきたい。

どうしても、職員の賠償責任ということのを避けて答弁してもらったら困るんで、ここの分を、もう一度明確にお願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この問題につきましては、昨日の秋田議員のご質問にもお答えしましたとおり、処分が先にされて、その後から告発がされておる、こういうこともございます。

そういうことから、新たな処分というものについては、考えていかなければならない。

当然、そうした損失に対する補てん、これらについても、責任を明確にいたしたいと、このように考えております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 決意を承りました。この問題に関しては、新たな市長と行政の皆さん方の姿勢というものに期待をしているわけでございますから、どうか住民が、やれやれと思う決着を、ぜひとも図っていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で岩露昭美議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 3番、高山でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

子供たちにとりましては、夢と希望、また喜びと不安が入り交じった卒業のシーズンを迎えることになりました。将来に幸多かれと思ひきょうこのごろでございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

通告に従ひまして、まずは学校教育施策について、お伺ひをいたします。

少子化、核家族化、社会の変化に伴ひ、あすの食糧を担う子供たちを取り巻く環境は、多くの課題が出てまいっておりますが、まずは教育環境についてお伺ひをいたします。

ハード面での教育環境は、私たちの時代と比べると、建物は立派となり、教育業務は十分ではないといたしましても、充実をしてまいっております。

耐震化建てかえ工事、補修、教育備品につきましては、順次、整備をしていただくことを要望をしております、今回につきましては、ソフト面についてお伺ひをいたします。

教育の基本は言うまでもなく家庭であります、近年、親の威厳、家庭におけるのしつけ、命の大切さ、社会におけるルールやモラルなど、そのあたりが弱体化し、希薄になっているように思われます。

学校、先生方に、それらを託す面も見受けられますが、それらに対しましても干渉する傾向にあり、トラブルを引き起こす例もあるようであります。

市内においても、登下校時の見守り隊、トライやる・ウィークの受け入れなどなど、多くの方々にご協力をいただいております、家庭、地域、学校、また行政が一体となった教育の推進に、地域住民も応援をしたい気運が高まっているところでございます。

そういった思いに対しての受け皿としての機関、組織化がされているのかどうか。また、家庭における教育のあり方と教育現場との連帯はどのようになされているのか。

そして、県として、いきいき学校応援団を導入しているようではありますが、本市としての取り組みは、どのようなものになっておるのか。

また、先日、奈良県では、5歳の子供、また埼玉県でも、4歳児に食事を与えず、いずれも衰弱死をさせた事件が報道されておりました。

ひもじい思いで死んでいった子供をふびんに思い、怒りが込み上げてまいりました。

た。

このような規範意識が低下し、人の痛み、物事の善悪の分別のわからない大人がふえ、子供たちにとっても、悪影響を与えております。

本市において、大人も含めて、道徳教育推進をどのようになされているのか、お伺いをいたします。

次に、災害復興事業について、お伺いをいたします。

昨年9月台風による被害の爪あとが、山林、農地、河川と広範囲にわたっており、少しずつ傷はいえてきてまいっておりますものの、これからが正念場ではないかと思われま。

市長は、施政方針の中において、5つの重点施策のトップに、災害復興事業及び災害に強いまちづくりを挙げられております。全力で取り組むとの力強い宣言をされ、市民も、一日も早い復興を望んでおります。

そこで、市長は21年度中に災害関連事業を8割発注したいとのことですが、発注状況はどのようになっているのか。また、不落、不調、入札に参加しないといったケースがあると聞き及んでおりますが、次について伺いをいたします。

発注事業を多く抱え、入札に参加しないのかどうか。

工事の査定額が低く押さえられて、不落になるのかどうか。

また、業者が工事を選別しているのかどうか。

不落となった事業に対して、今後どのように取り組まれるのか。

この質問につきましては、昨日、小林議員が同様の質問をされておりましたが、再度お答えをしていただきたいと思いますと思っております。

次に、民地・農地は個人財産であり、復旧は地権者というのが基本的な考え方であらうかと思いますが、今回の災害において、災害額が40万円以上と以下では、補助率に差異がございます。市としても、それらに係る負担軽減策を打ち出しておりますが、農家にとりましても、後継者問題、高齢化により負担が多くかかるようであれば、田畑を放棄しなければならないといった声をよく聞きます。

また、河川関連事業は、魚釣りのシーズンを迎え、時期的に工事ができない箇所があり、水稲の作付を見合わせてもらいたいとの説明をされたとのことですが、周知徹底は図っておられるのか、お尋ねをいたします。

また、釣り等に影響のない、いわゆるゆで、小河川につきましても、不落となっておりますが、これから農繁期を迎えるが、今後、どのように対応されるのか伺います。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 高山政信議員の一般質問に対し、順次、答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 高山議員の質問にお答えを申し上げます。

私の方から、災害復旧の発注状況の概要を申し上げて、あと、それぞれの担当の方から申し上げたいと思います。

今、災害につきましては、できるだけ早くということで、全力を挙げておるところでございます。

今、3月10日、あすまた入札を行う予定にしておりますが、これは見込みということになります、72.8%となるだろうと。

それから、次は17日に入札を執行いたします。そういうことで、発注につきましては、当初予定をしておりましたとおりにいくだらうというふうに考えております。

ただ、契約の関係、契約率につきましては、発注率イコール契約率ということに、ちょっと無理があるかなというふうに思っております。

それについては、不調というようなこともあります。そういうことで、できるだけ、そういうことがないようにということで、この入札の方法等についても、3回ばかりいろいろ変えて、できるだけ業者の皆さんもやりやすいように。そして、我々も早くやってもらえるようにということで、そうした改定も行ってきたところでございます。

そういうことで、詳しくは後から申し上げますが、全力を挙げているところでございます。

しかしながら、小さな物件等につきまして、なかなか進んでいない。特に農地等については、非常に市民の皆さん、ご迷惑をおかけはいたしておるわけですが、できるだけ早くということで、やっております。

農会長会等では、それぞれ担当の方からいろいろ説明をしてきておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） ただいまご質問いただきました3点について、お答えを申し上げたいと思っております。

まず、第1点の家庭と学校の連携について、どのような形でということについてでございますけれども、例えば、学級レベルでは、学級懇談会、あるいは学級通信、

担任の先生から保護者への、あるいは保護者から先生へのという形で、それぞれ子供の課題を共有しながら、連携を図っておるところでございます。

学校レベルといたしましては、PTA活動や地域行事への参加等で連携を図っております。具体的には、先ほどお話いただきましたオープンスクール、あるいはトライやる・ウィーク等について、参加をいただいたり、あるいは地域へ子供たちが出かけて行って、連携を図りながら、あるいは地域の皆さん方にお世話になりながら、子供たちを育てておるところでございます。

いずれにしましても、いろんな形で学校に、地域の方にご参加いただいたり、あるいは保護者にご参加いただきながら、開かれた学校づくりをしながら、課題を共有して、取り組んでおるところでございます。

また、制度といたしましては、学校評議員制度等もありますので、そういう中で、学校評価の中で、保護者の皆さん方の意見、あるいは地域の皆さん方の意見を取りながら、学校評価等も進めております。

また、今後の具体的な部分につきましては、例えば家庭学習の手引きだとか、生活の中では、ノーテレビデーとかいう、そういうような具体的な形で、子供たちが学校で学ぶわけですけれども、その学んだものが、家庭で自主的な学習習慣等に結びつくような、そういう取り組みを、学校と家庭が連携しながら、よりよい学習、あるいは生活習慣の定着に向けて取り組んでおるところでございます。

次に、いきいき学校応援団につきましてもでございますけれども、心豊かな、健やかな体の育成に当たっては、学校、家庭の連携ということが非常に重要なことでございます。しかし、ご指摘のとおり、家庭の教育力というのが、近年、非常に低下しておる部分がございます。教育というのは、学校や、あるいは家庭だけでできるものではありませんので、連携しながら、地域の教育力を生かしながら、学校、家庭、地域の三者が総がかりで子供を育てていく環境を整えていきたいというふうに考えております。

地域のさまざまな方々の、いわゆる教育的な人材を生かして、例えば地域名人として、あるいはゲストティーチャーとして、学校の教育活動の支援をしていただく仕組みづくりを、これまでも進めてまいりました。

そのような方々を、いわゆる人材バンクとして登録させていただきまして、いきいき応援団事業として、地域の人材を活用した学校教育に取り組んでおるところでございます。

ただ、この事業につきましては、19年度に終了しましたが、その後も引き続き、

各学校では、この取り組んできた財政を生かしながら進めておるところでございます。

平成20年度からは、この事業の趣旨はほぼ同じでございますけれども、学校支援地域本部事業というのが国の補助事業として始まりましたので、そういう部分とあわせながら、この連携事業を進めておるところでございます。

具体的には、市内の全中学校区で、いわゆる青少年健全育成推進協議会というような育成委員会を立ち上げまして、その中で青少年の健全育成という分野で、PTA、あるいは自治会、民生委員さん、あるいは保護司さん、小中高の先生方、あわせて学校支援をしておるところでございます。

また、来年度22年度につきましては、この事業を少し拡大をさせていただきまして、例えば学校で、今、読書というのは非常に重要な要素になっておりますけれども、この読書活動を推進する支援、学校図書ボランティア等への事業も、地域の人材を活用しながら、子供たちに読み聞かせ等、あるいは学校図書の活用等も含めて、応援をいただきたいと考えております。

3点目の、大人も含めて道徳教育の推進についてでございますけれども、学校における道徳教育については、道徳の時間はもちろんですけれども、いわゆる学校の教育活動全体で、この教育を進めていくというのが基本でございます。

ただ、特に道徳の時間におきましては、豊かな人材形成を図っていくために、他者と協調しつつ、自立的な社会生活を送れるような、人としての実践的な力と、豊かな人間性を育成するために、年間指導計画、あるいは全体指導計画等を作成しております。

それぞれの学校には、道徳教育推進教員というのがおりますので、それを中心にして、この教育を進めております。

また、道徳教育には、もう一つ道徳的实践力ということが非常に大事な部分。学んだことを、生活の中で生かすという、実践していくという部分につきましては、学校の行事だとか、あるいは特別活動だとか、具体的な実践の場、あるいは社会体験、自然体験、ボランティア体験等の生活の場で、道徳的实践力を育成するように努めております。

また、この道徳教育につきましても、家庭との連携が非常に重要な部分がございます。道徳の授業の参観だとか、あるいは規範意識の育成につきましても、生徒指導、あるいはPTA活動等の中でも、保護者、あるいは地域とも十分連携しながら、この教育を、親、あるいは子供を含めて、推進してまいりたいと考えておりますの

で、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 災害復旧の関係の発注の考え方、また今後の対応は、市長が基本的に申されたとおりでございますが、私の方からは、その状況、また原因等の項目ごとにお答えを申し上げたいと思います。

まず、最初に、災害復旧事業の発注の状況でございますが、市長が申しましたとおり、約420件の災害が発生をいたしております。2月末での発注率は約6割、契約に至っておりますのは約3割ということで、非常に不落が多い状況になっております。

このことは、市の事業だけではございません。国、県も同じように、大きな災害が起きておりますので、そういった復旧事業を合わせますと、各現場に適正な技術者を配置することが、非常に困難になっていると。いわゆる、技術者が不足しているというようなことも、一つの要因であるように思っております。

また、大規模な工事が発注される、そういった様子も見合わせをされているかなというようなことも、懸念をいたしております。

次に、工事の査定額が低く抑えられているのではないかなということにつきましては、これは災害査定、国等、専門家が査定を行っております。一定の基準によつての査定を行っておりますので、低く抑えられているというようなことはございません。適正な価格と言えらると思っております。

次に、業者の方が工事を選別をされているのではないかなということは、先ほども申し上げましたが、国県発注工事のように、規模が大きく、効率的な施工ができる工事、こういったものや、災害以外の一般工事、これも当然、発注がございますので、そういう中で、少しでも施工のしやすい工事を選別されているというような傾向は否定できないというふうに思っております。

さらに、不落になった事業についての今後の取り組み、対応でございますが、当初発注をいたしました中で、不調がたくさん出ております。いろんな工夫をする中で、2度入札不調になった場合、また、応札がなかった案件、これらにつきましては、近隣の工事の施工業者、この方たちや、また受注を受けていただける可能性のある業者の方、この選定をいたしまして、入札によらない随意契約、これでやってほしいという随意契約を締結して、早急に復旧をしたいというふうに思っております。

また、受注可能件数の問題でございますとか、そういったことも、建設業法に抵

触しない範囲で、いろいろと見直し工夫をいたしまして、早期に復旧できるような努力をいたしてまいりたいと思っております。

ちなみに、市長申しましたように、10日にも入札をいたします。その後、17、最後には24日には入札をいたします。発注率につきましては、3月末の目標でございますが、予定どおり80%の発注、契約率につきましては、50%程度はできるのではないかなという目標を立てて、努力をいたしている状況でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、私の方からは、農地・農業用施設のさらなる市の支援策についての問いでございますので、お答えをさせていただきたいというように考えております。

今回の災害復旧に当たりまして、基本的に、農家の負担の軽減と公平を原則に、既存の農地・農業用施設の制度の拡大を図るなりし、今日まで応急工事、災害復旧等、本格的な復興に向けて取り組んできたところでございます。

農家の皆さんには、それぞれご負担をおかけしているところでございますが、市においても、個人財産でもあり、一定の負担をお願いするという観点から、現行の制度を活用していただくということで、ご理解をお願いをしたいというふうに思っております。

次に、河川関連事業の時期的なことで、工事ができないことによります水稻の作付の影響の問いでございます。

このことにつきましては、ことしの水稻の作付の説明と同様の1月の下旬から2月の中旬にかけて、各市民局単位で農会長会等々を開催される中で、見込みとして、水稻の作付ができない田畑が発生するおそれがあるという判断の中から、見直してほしいという、周知を徹底を図ってきたところでございます。

さらに、2月から始まりました市の地区別の懇談会の席でも、同様の説明をいたしているというところで、ご理解をお願いをしたいというふうに考えております。

次に、漁業に影響のない水路も、不落になっている件でございますが、まず、補助災害につきましては、先ほど、市長なり総務部長の方から答弁がありましたように、極力、今の入札制度を緩和する中で、補助災の契約に至る方向に模索しているところでございます。

また、補助災害にかからない、それぞれの案件につきましては、十分、農家の実態等も把握させていただいて、市民局と個別に協議する中で、現行の制度の中で、復旧に努めていきたいというふうに考えてます。よろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（岡田初雄君） 高山政信議員の一般質問の途中であります。ここで暫時休憩をいたします。午後1時まで休憩といたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

- 議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

3番、高山政信議員。

- 3番（高山政信君） それでは、再質問をさせていただきたいと思えます。

休憩を挟みましたので、ちょっとこう、勢いが失われているんじゃないかなと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思えます。

国会でも、鳩山首相が、「コンクリートから人へ」というような発言をいたしまして、いろいろ物議をかもし出したことはございますけれども、まさしくハードからソフトへという思いであろうかと思えます。

ソフト部分につきましてから、再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、教育長ですね、本当に丁寧にお答えをいただきました。

今、学校ではどういう、我々、学校から遠ざかっておるんですけども、どういうことになっておるのかなというような思いがいたしましたので、質問をさせていただきたいと思えます。

まずはもって、家庭教育の話させていただきました。また、学校教育の話させていただきましたけれども、校門から外は家庭教育、校門から内は学校教育と。先生と保護者との信頼関係で成り立っているということであろうかと思うんですけども、学校の中まで、いろいろと父兄の方々、保護者の方々がいろんなご意見をお入れになるというようなことがあろうかと思うんですけども、そのあたりを、教育長としてどういうふうにとらえられておるのかなと。

いい提言も悪い提言もあろうかと思うんですけども、そのあたり、しっかりと見ていただいておりますかなということ、まず1点お聞きをしておきたいと思えます。

それでは、その次、我々、子供時代、学校の先生といたら、本当に偉い人、遠い存在というような思いがいたしておりました。

今の、現在の子供さん方、先生方、本当に密接な関係と。我々の時代とは、ちょっと違うのかなと。こころやすいなというような関係を思っておるんですけども。

先生方が、親の、PTAの方々の顔色を伺っておるようなところが見受けられるというような思いがしております。

そういったあたり、本当に先生がしっかりと、子供たちにとって怒るときはしっかりと怒ると。時に、「立っとなれ」とか、ある程度の、頭をたたくとか、そういった体罰、あるのかなのか。

なぜそういうことをお聞きするかと言いますと、やっぱり、もう少し先生方に威厳を持っていただきたいなというような思いから、質問しておるわけでございます。そういったあたり、教育長として、本当に体罰に対して、どのような思いがされておるのかなという点についても、お伺いをいたしたいと思っております。

それは、先生方が戦後の教育を受けられて、本当に民主的な教育だろうと思うんですけれども、そういったあたりで、本当にサラリーマン化をされているんじゃないかな。そういったところもあるように見受けられます。そういったあたり、父兄の方が、もう少し先生方に、うちの子、悪いことしたら怒ったよといったような声も聞くわけだろうと思うんですけれども、そのあたり、学校側として、本当に体罰を与えていいのか悪いのかといった問題点もあろうかと思うんですけれども、そのあたり、どうなっておるのかなということを、まずをもってお聞きをさせていただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） ただいまのご質問の件でございますけれども、1点は、いわゆる校門の内は学校、外は家庭教育という、そういう中で、学校の中まで保護者が入ってくるということへの対応ということでございますけれども。

基本的には、学校教育というのは、いわゆる学校と家庭が連携する中で、この教育が成り立つというふうに考えております。

ここからここまでが学校で、ここからここまでは家庭という部分ではないと思っております。

ただ、学校の役割という部分と、それから家庭の役割という、それぞれの役割は、当然あるわけでございますので、いろいろな保護者から、貴重なご提言をいただいたり、あるいは苦情をいただいたりするわけですが、基本的には、学校としての役割をきちっと、責任を持って果たすという部分と、親として、子供に対して、その役割をきちっと果たしていただくという、この部分につきまして、丁寧に対応をしておるところでございます。

ただ、なかなか、中にはその辺がご理解いただけないという中で、トラブルある

現実も承知をしておりますけれども、基本としては、そういうスタンスで、子供たち、あるいは保護者に対応するように、指示をしておるところでございます。

それから、2点目の、いわゆる先生が親の顔色をうかがうとかいう、あるいは威厳がないのではないかという、そういう部分でございますけれども、基本的に、法律でも定められておりますけれども、いわゆる体罰という部分については、厳しく、この禁止について、学校の現場に指導をしておるところでございます。

いわゆる暴力と言いますか、そういうもので子供を指導するという、そういう部分については、教育のしかたとしては、間違いであるというふうに考えております。

ただ、教師として、厳しく、あるいは慈にして厳と言いますけれども、ある部分では、厳しく子供を突き放して指導していかないといけない部分がありますし、ある部分では、子供をしっかり受けとめて、指導していかないといけない部分があると思います。

現場のいろいろな先生が、親の価値観、あるいは社会の規範意識がいろいろ変化する中で、生徒指導、あるいは学習指導含めて、そういうような方向で、現実の中で頑張って指導をしていただいておりますというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） そういう見識をお持ちだということは、事前に予測をしておったんですけれども。

まず、私が最初の質問に伺いたかった部分が、少し漏れ落ちがあるんで、お伺いをいたしたいと思いますが。

我々、勝手なものでして、子供が学校に預かっていただいておりますときは、学校の教育、いろんな行事に対して、いろいろと思いがありますけれども、一たん子供が卒業しましたり、また孫の時代になったりしたら、少し学校との距離は遠のくということでございます。

いろんな形で、そら、そういうところに参加させていただいたらよろしいんですけれども、学校が開放されておりますので、その機会に行かせていただいたり、我々の立場ですから、卒業式、入学式、運動会といったところに伺うわけでございますけれども。

そういった意味で、PTAとか、いろんな関係の、学校に携わる方々は、そういう機会を見つけて、学校のことも取り組んでいただいておりますけれども、私が申し上げるのは、そうでなくて、まず、学校と縁が切れたといたら、今度は変な

言い方かと思うんですけれども、そういった方々に支援していただくという意味合いを、私は述べたいと思っております。

まず、本当に他愛もないことを申し上げるんですけれども、実は、それぞれの自治会等で、老人会の方々がお世話をしていただくんですけれども、中学校の活動といたしまして、ちょうど冬を迎える12月のかかりだったりするわけですけれども、老人会の方々がわらを持ち寄って、子供たちにしめ縄づくりをさせて、教えてあげたり、また、それこそぞうりをつくってやる授業があります。

そういうところ、老人会の方々が、いろいろと教えていただく場ができるんですね。そういうときに、老人会の人たちの顔が生き生きしておるんですよ。なぜかと申しますと、まず、先人の知恵を子供たちに教える。そして、そういったことを、子供たちにしっかりと聞いてもらおうと。また、我々、老人の方々が元気で、その場に参加できたということなんですよ。

また、子供たちと接したことによって、学校の行事に携わったと、そういったことによって、本当に、老人と言ったら失礼ですけれども、敬老会の方々が、顔が生き生きしてまいっております。そして、一緒にカレーを食べたんじゃとか、そういった話を、うちの母親もするわけです。

そういったあたり、やはり、何かこう学校の行事、子供たちと携わりたいという機会が、なかなかないものですから、そういうことが、やはり何かこう仕掛ける人がなかったら、コーディネーターといったようなものがあつたらいいのかなというように思いで、質問させていただいておるわけでございます。

もう1例は、市長もご存じのとおり、千種高校が、それこそ日本で一番小さな規模の学校ということでもあります。1学年のクラスが、40名の半分の20名という定数を3年間切ったら、閉校、廃校という運びとなっておったんですけれども、ありがたいことに、歴代の校長先生方、また先生、また市の教育委員、また県の教育委員会の方々のおかげをもちまして、まず廃校にならなくて済んだという思いがいたしておるんですけれども。

実は、その陰には、地域の方々が、このままでは高校が廃校になってしまう、閉校になってしまう。これは何とかせなんだら、地域の方々に、地域にとって活力が失われると、そういった思いから、千種高校を支援する会が発足をいたしました。

そのおかげによりまして、中高一貫教育のモデル校、また小規模校のモデル校となったわけでございます。

ちなみに、ことしは千種高校、中学校から27名の推薦入学をされておりますし、

また、近々行われます一般入試でも、10名からの志願をされておるようでございます。全員合格をいたしましたら、38名ほどの生徒ができるわけでございます。

まさしく、これが地域力じゃないかなと。市長はいつもおっしゃるんですけども、そういった地域力があることによって、千種高校の存続ができたんじゃないかなというような思いがしております。

そういったことで、本当に何かの形で子供たちに携わりたいという思いの方々を、コーディネーターする、そういった立場の機関組織がありますかということをお尋ねをしたわけでございます。

そのことを教育長、お答えいただきたいと思います。

市長、市長は常々おっしゃるんですけども、地域力によって、例えば今回の幼保一元化、それぞれの議員さん方がいろいろと問いただされておるんですけども、また、学校規模の適正化、いろんなことが出てまいっております。そういった地域の方々に呼びかける機関、そういった機関を通じて、それこそ子供からおじいちゃん、おばあちゃんまで一体化となって、そういったことにも推進の原動力になるんじゃないかなといった思いで質問をさせていただいたわけでございます。

そのあたりをお答えいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 議員がおっしゃっていただきました、いわゆる縁の切れたと言いますか、子供が学校にいない地域の方々のご支援という部分で、いろいろお話いただきました。

教育委員会としても、まさしくそういう方々に、どういう形でご支援いただくかということについても、考えておるところでございます。

先ほどご説明申し上げました、いわゆる学校支援地域本部事業という事業が、20年から始まっておるわけですけども、その事業の中に、地域コーディネーター養成という、そういう講座等もございます。基本的には、そういう方々を、どう学校教育の中に取り込んでいくかと言いますか、ご支援をいただくかという、そういうコーディネーターという部分につきましては、これから、現在、そういう組織としては、まだまだ不十分な部分があるわけですけども、ご指摘いただいた部分を十分参考にしながら、取り組んでいきたいと思っております。

どちらにしましても、いわゆる地域の方々が、子供たちに声をかけたり、何かの形につながっていただくということが、基本的には子供たちの見守りになりますし、健全な育成につながるのだと考えております。

今度とも、そういう部分は十分整理しながら、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） もう1点、教育長にお尋ねをしたいんですけれども。

前向きな発言をいただいたわけですけれども。

学校応援団という組織、いろんな形で、全国的にやられておることはご存じだろうと思うんですけれども、そういったあたりのことだろうと、今、発言されたことはそういうことだろうと思うんですけれども、そういったことを考えていただきたいということでございます。

もう1点、教育長、本当に教育に関しては、いろいろと、それぞれ質問したいことがございますけれども、大人の規範意識ということを冒頭に述べたんですけれども、本当に児童虐待、いろんなことが、社会的な問題となっておりますけれども、宍粟市においては、そんなこと、恐らくないだろうと思っておるんですけれども、そのあたり、つかんでおられたら教えていただいたら結構かと思うんですけれども。

実は、兵庫県のホームページを見ておりましたら、こういうことを書いてあるんですよ。近年、家庭や地域の力が低下して、子供に社会の基本的にルールを教えることができない親や大人がふえているといわれております。このため、親みずからが、親として成長する学びを応援する親学び応援事業や、地域ぐるみの子育てをする町の寺子屋師範塾など、親学びに関する事業をスタートされておると。

これ、多分、20年度の事業じゃないかなと思うんですけれども、そのあたり、市として取り組んでおられるのかどうか。これから取り組もうとされておられるのかどうか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 学校応援団という部分は、基本的には、19年度で終わっておるわけですけれども、先ほど申し上げましたように、やっていった成果みたいな部分には、いろんな形で、現在も、例えば卒業した先輩から話を聞く「ようこそ先輩」とかというような形や、先ほど、例に挙げていただきましたような、昔遊び、伝承遊びを地域の方々に応援いただくというような、そういうような形で、事業としては、それぞれの学校で、それぞれの地域の特徴があるわけですけれども、進めておるといところでございます。

それから、子供に規範意識を教えられない大人といいますか、大人の部分がひとつ大きな課題でもあるわけですけれども、この部分につきましては、いわゆる社会

教育、あるいは子育て支援等もあわせて、今後、事業等も充実させていきたいと考えております。

これは、これから子供に対してどうするかという部分と、その子供を育てています大人を、どう育てていくかという部分があるわけですが、現在、学校の中でやっておる部分につきましては、例えば、子育て講演会とかいうような形で、いろんな方に来ていただいて、思春期の子供たちの子育てに対して、親としてどういう形で支援していったらいいのか。あるいは、性教育なんかの問題もあるわけですが、そういう部分で、子供を育てるといふ部分とあわせて、親育てといひますか、保護者に対しても、いろんな研修の機会をつくっていきながら、指導といひますか、研修を重ねていただいております。

ただ、なかなか現実として、本当にそういうことを身につけていただきたい大人が、なかなかそういうところに参加できないという課題もあるわけでございまして、今後、親学び応援事業といひますか、そういう部分につきましては、市としても、対応を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 一定、ちょっと漏れおきがあったらと思うんですけども。

虐待という、そういう行為はございませんでしょうね。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 毎年と言いますか、毎月いろんな調査を、それぞれの学校にかけていくわけですが、基本的には、虐待で保護しなければいけないというような、そういう状況については、現在のところ、今後はわかりませんが、そういう事例は把握をいたしておりません。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 大変ありがとうございました。

本当に教育長、教育長という立場、まさしくゆりかごから墓場まで、本当に守備範囲が広うございます。しっかりと頑張ってくださいたいと、お願いを申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思ひます。

まず、産業部長の方にお尋ねをするわけですが、

災害のことに関しましては、総務部長の方から答弁をいただきました。本当に、80%近く入札ができるんじゃないかなということですが、

実は、いろんなことがいわれておるんですよ。補助金のことに関しましては、本当に市の方も相当な、これは補助制度を設けていただいて、やっていただいておりますということでございますけれども、いろんな、同僚議員さんからも言われておるんですけれども、本当に農地が荒れて、あと、それこそ普及ができなければ田畑を手放さなんだからいかなのかなというような意見が出ていることも、周知されておることだろうと思うんですけれども。

実は、入札の件に関しまして、本当に査定は適切な査定をされておると申されました。その点についてお伺いをいたしたいと思うんですけれども。

実は、業者の方にこの質問を出しましてからお伺いしたんですけれども、何でこう入札をしてないんやと。逆にこっちから質問したわけですから。

実は、その査定価格はまあまあ、適切に机上で、そこに、現地に行かれて見られて、計算されておるだけけれども、いわゆる業者用語だろうと思うんですけれども、そこへ、工事現場に行くまでの準備工だったり、仮設工の分が見てないんやと、こういう言い方をされるんです。

実は、田んぼを通ってきて、田んぼ、ユンボが通りましたら、そこらほじくり返したりして、またあそこ補修したり、穴埋めをせなんだからいかなだろうと。現況復旧をしなければならぬということなんですけれども、そういうあたりがくんでないんじゃないかなと、こういうことでございます。そのあたりがどうなのかなと思うんですけれども。

それと、河川工事なんかでも、河川おりに、それこそ足場がないんやと。大きな重機でつっておりらないかんねけど、その分に関しても、なかなかこれをよんでないとなと。よんでないんじゃないかなというようなことも教えていただいたんですけれども、そのとおりかどうかであります。

それと、災害現場、一定傾向あるわけですから、それを1件として数えられておるだろうと思うんですけれども、少し離れたところでも1件ということなんですけれども、先ほどの答弁では、抱き合わせてまた考えていったらええんじゃないかというようなこともおっしゃっておられましたので、そのあたりもしっかりと、今後、考えていただきたいと思うんですけれども、そのあたりお伺いしておきたいと思います。

それで、まず、本当に市長、入札が執行されて、これから工事にかかるわけですからけれども、もうあと3カ月もしましたら、また次のシーズンを迎えるわけですから、そのあたり、市長、しっかりと業者の方々に、ようけの仕事

を抱えられておると思うんですけれども、そのあたり、本当に、今のうちに傷をふさいどいたら、まあまあ軽微な被害で終わるんじゃないかなと思うところがありましたら、そのあたり、しっかりと把握をしていただいて、再優先に事業を進めていただいたらなというような思いがしておりますので、そのあたり、どういうお考えか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、高山議員の災害の設計書の中身のところでございますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

午前中のご質問の中で、総務部長もお答えいたしましたように、補助災害につきましても、当然、国県の査定の業務を経て、実施に当たりましても、県の土地改良なり、農林の審査を経た上で、執行しているという状況でございますので、適切な価格で執行しているというふうに考えております。

当然、今、具体的に言われました仮設道に係る問題、これは水替等につきましても、それぞれ現場の条件もございませうけど、一定、歩掛り単価の中に、仮設の工運搬の距離が入ってますとか、水替についても、経費の中に含まれているということで、総合的な考え方としては、統一をしているというふうに考えておるところでございます。

また、執行の方法につきましても、ご答弁されましたように、極力、現場の状況、それから国県の発注の状況等々を勘案いたしまして、制度を拡大する中で、早期の契約に結べていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 市長の答弁されるべきところを部長の方が答弁されたわけでございますけれども。

市長が、まさしく言われるように、自らできることは自らでしたらというような、これがまあ、そういう思いだろうと思うんですけれども。

本当に、自らできない方がおられるから、質問しておるわけでありまして、なかなか、高齢化になりましたら、本当に我が身でやりたいなと思っても、なかなか、我々も手を差し伸べてあげたらいいんですけれども、なかなかそういう部分が、できない部分がありますので、そういったことに、何か手を差し伸べていただいたらなど。優しくというんでないんですけれども、ハード面ですから、優しくではない

んですけれども、そういう気持ちがあって、農会の方々、農会長を通じてやっていただいたらなと思うんですけれども。

農会長も大変忙しゅうございます。なかなか拾い上げができない部分もあろうかと思うんですけれども、そのあたり、しっかりと我々も目を行き届かせながらやりたいんですけれども、なかなか漏れ落ちがあろうかと思うんですけれども、そのあたり、しっかりと行政の方で、もう1回、再度見ていただいたらなという思いがしておりますので、その点につきまして、最後になりますけれども、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 災害復旧につきましては、ほかの方の質問にもお答えしたとおり、全力を挙げてやっていくと。

そしてまた、なかなか高齢なり、あるいは作業に携わる人が少ない水路等についても、補助制度等もつくってきたところであります。

そういう中で、できるだけ災害としてひらいていこうという姿勢で取り組んでおるところであります。

しかしながら、やっぱり所有者が、うちの傷んでいるとか、そういう報告はしてもらわないと、それも何とか行政でと言われると、これちょっと、なかなか難しいところがございます。そういうことで、早急に連絡をしていただきながら、一緒になって考えてまいると、そういうことで取り組みたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、高山政信議員の一般質問を終わります。

続いて、16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） それでは、私は議長のお許しを受けまして、大きく4点について質問させていただきたいと思います。大変お疲れのところだと思いますけれども、しばらくの間おつき合いのほど、よろしくお願いいたします。

また、一部、いろいろと重複する部分もあるんですけれども、それをご了承いただきたい、このように思います。

それでは、大きく第1点目ですけれども、住宅用の防災機器の設置、いわゆる普及状況につきまして。

全国的では、年間に2,000人前後の方が、不幸にも火災で亡くなられております。幸いにして、宍粟市は、ここ数年、そういった死者等はございませんが、しかし、高齢化が急激に進んでいる中でございます。油断は許されません。

合併時と比較すると、この65歳以上の高齢者というのは、345人ふえておる

わけですが、片や一方、全体の人口というのは2,329人ですか。これは1月31日現在の状況ですけれども、2,400人近い方が減っていると。

こういうことで、少子高齢化ではございませんけれども、高齢世帯であるとか、高齢者というのは、今後も物すごい勢いでふえていっていると、このように思うわけでございます。

そこで、火災からとうとい生命、財産を失わないといいますか、守るために、引き続き消防を中心に火災予防に努めていただきたい、こういう努めていただいている状況であろうと思います。

そこで、本市の火災予防条例というのが、たしか18年6月だったと思うんですけれども、改正されております。いわゆる一般住宅にも火災警報器の設置が義務づけられていますが、その設置状況と、未設置の住宅への今後の対応といいますか、周知指導についてお伺いをいたしたいと思います。

先日、配付いただきました主要事業に係る説明書の成果目標にも、一部記載されております。平成21年7月現在の普及率というのは、それによりますと36.2%であります。22年度末には50%までもっていくと。この設置率を目標にとのことですが、私は、設置率がまだまだ低いように思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、2点目ですけれども、これも同僚議員からも一部、昨日もあったんですけれども、いわゆる自損行為についてでございます。

私、12月の定例会でも、この自損行為の防止への対応について質問をいたしました。本市の消防年報によりますと、平成20年が13件で、同21年が21件と、大きくふえておる状況でございます。

過去には、平成17年ごろには、何か33件となったようでございます。これらと比較しますと少なくなっておるんですけれども、しかし大きな数字じゃないかな、このように思います。

本市においても、いろいろと、その時も答弁いただいたんですけれども、心の相談窓口等々の開設であるとか、いろいろされておるんですけれども、いわゆる相談件数の中で、いろんな虐待であるとか、いろんな経済的などか、いろんな問題で相談があると思うんですけれども、いわゆる相談件数の中で、自損行為につながるおそれのあるような相談件数が一体何件あったんかな。また、その自殺の原因等については、昨日の同僚議員の答弁にもありましたけれども、一番は健康の問題であるとか、あるいは経済上の問題、そしてまた、家庭の問題が原因になっているという

ようなことの答弁があったと思います。

これは、私は大きく言うと、日本の今の状況といいますか、健康に対する不安であるとか、また景気、雇用の不安など、負と言いますか、マイナス部分がこの自殺原因にももろに出ているのかな、このように思うところでございます。分析も含め、今後の対応に向けて答弁を求めます。

3点目ですけれども、災害復旧工事についてでございます。

先ほども高山議員の方からも、いろいろとありましたけれども、私はちょっと視点を変えまして、この災害につきまして、河川とか道路について、それぞれ国や県、そして市の管理等々があるわけでございます。これを連携して、あるいは調整という、本当に言葉ではなりやすいんですけれども、難しい面もありますが、しかしながら、災害現場が同じ場所で、隣接してあるような場合、工種工法いうんですか、それは同じような場合もあると思うんです。連携することによって、工事費等の費用も安くなりますし、また復旧もこれだけ早くなるんだなと思います。

平成12年に地方分権一括法ですか、この法律によりまして上意下達であった従来の態度というのが、いわゆる国も県も市町村、今や対等の関係というようなことが、その当時、ごっつい言われたと思うんです。

この辺も、国、県に対しまして、私は市長の方から、こういう国、県に対して、連携してというんですか、そういう問題提言といいますか、してもうたらな、このように思うんですけれどもいかがでしょうか。

また、同様に、本市においても縦割行政的な行動については、組織の行動等については、十分協議、対応されていると思いますが、実際はそれぞれ所管管理が決まっております、担当部署ごとに対応されているのも事実であろうと、このように思います。

そこで今回の災害に関して、災害という非常事態の中ではありますが、市民の目線で、あるいは市民の立場での対応というのであれば、災害現場が同じ場所、あるいはそういう隣接していたような場所が一体何カ所あったのかな。この辺について、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

その際、各部署間の連携というのか、調整はされたのかどうか。市の内部には、工種工程会議とかいろいろありまして、多分、なされているとは思いますが、その辺、ちょっとお答えを願います。

また、災害復旧等の最新の入札等の状況につきましては、先ほど来、いろいろと答弁がありましたので、それはいいんですけれども、ただ、先ほどちょっと気にな

ったんですけれども、水稻を、米はことし1年辛抱してくれやと、そういうような話を農会長会でされたと、していると聞いたんですが。実は、ある農会長さんに、私もちょっと確認しましたら、いや、できんところは1年辛抱してもらいたいということなんですけれども、ほな具体的にどの田んぼなんだ、どの場所なんだということは、何か、それは聞かなんだなど。だから、それはめいめいに、個人が、産業部なら産業部、市民局なら市民局に照会せえということなんですか、あるいは、きちんとその個人に対して通知をしていただけるのかどうか、その辺が1点、お答え願いたい、このように思うわけでございます。

最後、4点目になりますけれども、20年度の決算書の資料にあったんですけれども、宍粟市全体では、土地の借上料、いわゆる借地というのが、かなりの額になっている、このように思うわけでございます。

21年あたりには、一部返還もされておりますが、今後、引き続きこの見直し、契約の変更、あるいは返還であるとか、あるいは買収、購入するとか、こういったことが必要ではないかなと思うわけでございます。

また、旧山崎市民局の今後の利活用について、建物のご案内のとおり、築50年が経過しておりました。しかも、耐震性にも問題があるということで、これは早急に、跡地利用を含めて、取り壊すことが必要と思います。

この取り壊し費用も、平成21年度、今年度の予算措置されているようですが、まだ執行されていないということで、今後の跡地利用も含めまして、どうされるのか答弁を求めます。

以上、大きく4点についてお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 藤原正憲議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 藤原議員の一般質問にお答えをいたします。

旧山崎市民局の跡地利用ということでございますが、平成20年度末で旧山崎市民局関係の職員、公用車駐車場用地の返還を行うなど、業務終了に伴い不要となった借地について、返還を行ったところであります。

今後も借地の見直し、業務統合等により発生する不要借地の返還を行っていきたいと考えております。

また、旧山崎市民局の今後の利活用についてでございますが、これについては、できるだけ早く取り壊しをしながら、跡地利用につきまして、有効に活用していきたいと考えております。

しかしながら、現在入っております職業訓練センター内にあります職業訓練校、シルバー人材センター事務所、これの行く先がまだ決まっております。そういうことで、これらを早急に決定をしながら、できるだけ早く対応してまいりたいというふうに考えております。

あとの質問につきましては、それぞれ担当の方からお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 私の方から、災害復旧工事について、ご答弁申し上げたいと思います。

ご指摘いただいておりますように、特に災害復旧の工事につきましては、隣接する工事、特に同一現場を回るわけがございますけれども、そういったものにつきましては、一体的に施工するのが効率かつ経済的であるということは考えておるところでございます。

今回の災害で、そのような現場の数はというお尋ねでございます。その件につきましては、国県との現場が約30カ所、また市の中で、上下水道とか市道、河川と現場が出合い丁場になりますのところは約14カ所程度ありました。

国県等の現場は、ご案内のとおり、合併発注は少し困難性を極めておりますので、どうしても一体的な施工が必要になる場合につきましては、国県の落札業者と、地方自治法の範囲で随意契約をいたしているところでございます。

また、市の他部門の間の工事の合作発注は、原則的に鋭意取り組んでおるところでございます。当然、同一業者で施工するような形態をとって、発注をいたしているところでございます。

なお、お尋ねにございましたように、国県との合併施工、合冊発注につきましては、幸い、災害と復興の検証会議にも、国県等の担当も出席をいただいておりますので、その辺のところも議論のテーブルに出していきたいなという思いもいたしておるところでございます。

それから、入札等の状況でございますけれども、現在、3月10日、市長からも入札のご案内もいたしました。あすの見込み現在にいたしますと、ご案内いたしております約420件の工事でございますけれども、そのうち、発注については73%を発注する予定といたしております。それで、全体の契約率につきましては、36%の契約に至るのではないかというふうにも考えております。

なお、ご案内をいたしておるとおり、今年度中には発注で約8割、契約率で5割を目指して、努力をいたしているところでございます。

それから、早期復旧に向けた今後の取り組みといたしましては、ご案内をいたしましたように、近隣工事はできるだけまとめて発注を行い、入札不調となった工事につきましては、近隣施工業者や、受注が可能な業者を選定し、地方自治法の範囲で随意契約を締結をしたい。

また、業者ができるだけ受注しやすいよう、入札制度の見直しを行っておくことは、ご報告を申し上げたとおりでございます。

さらに、幸い、市の建設業者の協会もつくられておりますので、引き続き、そういう協会に働きをするなり、引き続き努力をしたいと思っております。

なお、業者のそれぞれの体力の限界もございますので、その点も十分加味しながら、対応をいたしてまいりたいという計画でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、私の方から自損行為についてであります。

宍粟市のこころの相談窓口の相談件数につきましては、平成21年4月からこの2月までに約200人、延べ900回程度の相談を受けております。相談件数のうちに、自損行為等につながった件数は、現在のところはありません。相談することにより、自損行為が防止できるものと考えております。

自殺の原因としましては、「健康問題」が一番多くなっておりまして、次いで「経済」、それから「生活問題」、さらに「家庭問題」などとなっております。

自殺は本人が自分の意思で選択したもので、介入できないものだと考えられがちでしたがけれども、その背景には、うつ病などの心の病や、孤立感などにより、自殺しか解決策がないと思いついてしまっている場合が少なくないと分析をいたしております。

さらに、アルコール症などが影響しているとも考えております。

うつ病なり、アルコール依存症などの治療や、孤立感を和らげることで、自殺は防げる可能性が高いと考えておりまして、こういったうつ病、アルコール依存症に向けた取り組み等も含めまして、相談窓口を充実したり、パンフレット、またはホームページ、講演会等を活用しながら、啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、森蔭忠男君。

○消防本部消防長（森蔭忠男君） それでは、住宅用火災警報器の設置状況と、未設置住宅への今後の周知についてということで、お答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、全国で火災による死者、約2,000人ほど発生をいたしております。平成20年の数値でございますが、そのうち建物火災による死者が約1,500名、そのうち、また住宅火災によるものが1,300名ということで、約87%が住宅火災によって亡くなられております。

また、そのほとんどが火災の発見に気づくのが遅かったといったようなことで、逃げおくれによるのが主な原因でございます。

そういった現状を踏まえまして、住宅火災による犠牲者を少しでも減らすといったようなことから、平成16年6月に消防法が改正がなされました。すべての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務づけられたわけでございます。

市におきましても、設置基準につきまして、火災予防条例の一部改正を行いまして、早期に復旧を図るために、18年度から自治会、また婦人防火クラブ、または消防団、そういった関係機関の全面的な協力をいただきまして、アンケート調査を含めた共同購入といった形で普及に努めてまいったわけでございます。

しかしながら、まだまだ市民の皆様の住宅警報器の重要性、また必要性、そういった関心も低く、また周知が十分に行き届いていないといったようなことから、現時点の設置率は37%ということにとどまっております。

これにつきましては、消防法で定めます消防用設備ではございません。ですから、設置したからといったの届け出、またはそれに伴う検査、これも不要でございまして、確かと言いますか、設置率を出すというのは非常に困難な部分もございます。

そこで、国の方では、市町村からの調査結果とか、また平成20年の住宅土地調査、また住警器の市場の売れ行きの動向、そういったものを基礎に、消防庁独自で個別に判断いたしまして、一部補正を行った数値を算出しております。

それによりますと、全国で52%、兵庫県では53.8%、宍粟市では、推計普及率ですが、40.6%といった数値になっております。

今、私が言いました37%、これにつきましては、市在の電気店、またはホームセンター、そういったところで購入されておる方も多分におられるのではというように推測するわけでございます。そういった部分を含めますと、さっき言いました推計普及率に近い設置率であるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、農地・農業施設のことしの作付ができない具体的な箇所の特定制についてのご質問でございますので、私の方からお答えをさせて

いただきたいというふうに思います。

まず、災害の補助災害にかかります、すなわち市が事業主体で行うもの、農地・農業施設を含めまして138件ございます。このうちの具体的な発注のスケジュール、内容については、それぞれ各市民局にも担当者、業務の中、お示しをしております。個々の部分につきましては、それぞれ発注の計画を見て、勘案していただくわけでございますけれども、先ほどから出てますように、発注と即契約とは同一になっておりません。したがって、申しわけないんですけれども、それぞれの案件について、市民局なり本庁で聞いていただいて、今の状況を見ていただいて、決定をしていきたいというふうに考えてます。

当然、補助災害にかかる以外のものにつきましても、十分、うちの方では把握できておりませんので、それぞれ、直接農家の方、それから市民局とも協議の中で、個別の案件についても対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） それでは、通告しております順番で再質問、簡潔に再質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

この火災報知機、住宅用防災機器についてですけれども、23年6月までというように猶予期間があるようでございます。私は、これは多分、罰則規定はないと思うんですけれども、先ほど言われますと、私は、なぜ、あと1年少々になっておるのに、50%ぐらいな設置率が目標になっておるのか。それはちょっと、低過ぎるんじゃないかなという気がいたします。

その辺、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

もし、それが経済的な理由であるとか、いろんな設置できない、いわゆる設置されていない人のアンケートといいますか、そういう思いといいますか、その辺は全然、今のところ把握されていないようでございますけれども、もし仮にそれが経済的な問題で設置できないのであれば、私は福祉の方からでも助成するとか、あるいはその機器を貸与するとか、そういうようなことも考えていただいたらなど、このように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、森蔭忠男君。

○消防本部消防長（森蔭忠男君） 今、議員申されたとおり、罰則規定はございません。また、既存住宅にあつては、23年5月31日までといった、施行から5年の猶予期間がございました。

普及率の件でございますが、22年度の推進事業、主要事業説明書で50%といった数値を掲げております。これにつきましては、金額的なこともさることながら、大体、3,000円前後でございます。経済的な問題で、設置したくてもできないといったような家庭も中にはあろうかというふうに思うわけでございます。今後、推進を図っていくためには、全戸チラシを配布するとか、そういった広報とか、訓練時、そういった機会を通じまして、できるだけ普及率を上げていく方法、施策を検討しながら、また補助といったようなことにつきましては、市の福祉の方とも、また必要によれば協議したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） ありがとうございます。

必要だから、その条例改正といいますか、制定もされておるということでございますので、今後とも周知につきましては、頑張っていたきたいな、このように思います。

2点目の、また自損行為について確認させていただきたいんですけれども。

皆さんもご存じのとおり、先日の神戸新聞であったと思うんですけれども、県においても、自殺対策の専門部署を設置するというようなこと。そして、体制強化を検討されていると。あるいは、神戸市の医師会では、先ほどありましたように、自殺の大きな原因というのはうつ病などであると。これを早期発見して、専門医やら総合病院等々の連携を図りながら、新たな取り組みを検討していると、こういうようなことが出ております。

私は、要するに、先ほどもありましたけれども、相談したくてもできない。あるいは、知らない場合もあるかもしれません。そしてまた、場合によっては、そういううつとか病気になりますと、家族も隠そうとすると、いろいろ難しいことですが、手をこまねいて見ているわけにはいかないと思います。

ですから、要するに、この相談体制というのが、いわゆる形骸化しているんじゃないかな。いつでも話せる、相談できる、そんな環境といいますか、仕組みといいますか、地域の連帯感なども含めて、絵にかいたもちにならないように、本当に悩んでいる方の目線で、あるいは立場での対応を願いたいと思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、お答えします。

そういったことは、当然必要であると考えております。その医師等につきましては、以前に回答しているとおり、福祉推進委員会の中にも、こころの健康づくり部会、この中には先生も入っていただきまして、健康づくり作業班というようなことで、うつ病対策、それから自殺予防といった取り組みもして、パンフレット等も作成等をして、いろんな展開をしております。

そういったものを、さらに充実していったり、相談窓口が充実で、24時間体制で仕切るのかといわれたら、これはちょっと、まだ当然、今のところでは対応はしかねることなんですけれども。そういった、いかにして相談しやすい方向に持っていくか。それから、講演会なんかでも、2月28日に千種で開催しました講演会、話としては立派な話で、雰囲気的に来ていただいた人が喜んでいただけるというような形で、そういうものに関心を持ってもらえるようなことを、できるだけ多くの機会をつくって、できるだけ相談しにくい人ができるような雰囲気をつくっていきたいと、そういうように思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） いろいろ答弁いただいたんですけれども、何と言いましても、自殺の場合は自分の意思、そういうことで介入できないというような部分は、それは当然あると思います。

しかしながら、交通事故死等と比較しましても、やはりその4倍、5倍の方が、不幸にも亡くなっているというその現実があるわけですので、市長の施政方針等々でも、やっぱりその地域で支え合う仕組みの強化というようなことも言われておるわけですので。

本当に、悩んでいる方の目線で、今後、これをしっかりと取り組んでいただきたい、このように、これをお願いをしておきたいと思います。

3点目の災害復旧についてですけれども、これもちょっと、具体的に例を挙げてお尋ねしたいと思うんですけれども。

先ほど、副市長の方から、国県が30件、あるいは市が14カ所ですか、そういう連携といいますか、同一箇所があったというようなことをお聞きしたんですけれども、私、確かに言葉では、連携調整というのは簡単ですけれども、実際はそれ難しいということは、一定理解できるんですけれども。市民の目線でと、引き続き、お願いをしたいということでございます。

そこで、先ほど申し上げましたように、具体的な例なんですけれども、市道と農道が接続しておりまして、どちらも延長にして20メートルずつぐらいでしょうか

ら、幅員は4メートル以上あるんですけれども、その舗装がはがれたといいますか、災害を受けた。

それを見て、どうも最初の市道の20メートルについては、発注をかけてやった。それから、残りの20メートルは農道だから、負担金も要るし、それはだめだ。そんな、工種いうんですか、工程いうの、同じ工種ですわな。そういうのに、そがいなことがあると言うて、これは平野部長に、おかしい思てやないか、どがい思てやということと言うたら、いや、これはおかしいということで、平野部長は、これは随契なり一遍にやった方がええということで、それはよかったですけれども。

ただ、年末であったために、骨材いうんですか、舗装する材料がもう発注かけているから、もう間に合わないんだというようなことで、それは結果としては、それはできなかつたんですけれども。

まだいまだに、多分、農道部分の20メートルは、まだ工事が済んでないんじゃないかなと。砕石敷いたら、いつでも上舗装する段取りはできとるみたいなんですけれども。その辺なんかも、私、いろいろ組織の話になるんですけれども、これだけ市民の目線、立場といわれているのであれば、私はやはり、その考えというか、思いうのか、最初に現場を見た部下と言いますか、担当職員と言いますか、その辺の、だからこれ、一緒にした方がいいんじゃないかいというような意見が出なんだか出たか。多分、出てないということで、これが縦割行政かなというようなことで、ちょっと寂しい感じがしたわけでございます。

もう一つは、ちょうどこの宮坂線の工事、それとその残りの20メートルといいますか、農道部分についてですけれども、これは利用するといいますか、農道の奥には3戸以上の住家、住宅が、現に住んでいらっしゃるんですけれども、それがあるということ。幅員も、多分、はかつてはみませんけれども、4メートルは超えとるんじゃないかな。どういう、市道の認定がどういう状況なのかわかりませんけれども。

ですから、これらも、市道の認定いうのは、地元の自治会から要望するのか、関係者か知りませんが、あの現場見たら、市道やな。ついでにこれもやっつけというようなことができなんだか何か、ちょっとその辺が残念でならないわけでございます。

もう一つは、これも市民局長にちょっとお願いしたんですけれども。これは、もし水が通らん場合には、大体、措置として何か仮設のことを考えるというようなことを聞いておるんですけれども。

いわゆる市道坂本線の改良工事でございます。土羽が20メートル余りか、抜けたらとすけれども、その水路の関係する、先ほど、農家の方には連絡がいったんかというような、ちょっとそういうことも含めて聞いたわけなんですけれども。

その部分について、優先的にさき工事してもらおうとか、あるいは仮設で対応するとかいうような、措置は何か考えていただいておりますけれども、それについても、私はどっちになっても、改良する場合というのは、下から擁壁を、石積みになるのか知りませんが、上げていかならない。その時点では、その水路は絶対邪魔になるわけでございますが、災害が起きるが、災害が起きていないが、要するにその水道関係者、水利権者の承諾といいますか、ですからその期間は工事をしないようにするとか、水が必要なときにね。

今回は水が必要で、はよしてくれということになるんですけれども、そういうようなことがあって、このことは答弁は要りませんが、先ほどのこういう市道認定等々について、あるいは職員からそういう現場見たら、一番最初に現場へ行って見た職員が、そのようなことを具申と言いますか、提言と言いますか、意見がなかったんかどうか、このことをちょっとお尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、先ほどの藤原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今、議員ご指摘の災害の箇所につきましては、私もお指摘を受けてから、現地も確認をしております。山腹からの土砂の流出によりまして、農道部分を流出して、さらに下流の市道部分に土砂が流出したことによる既設の舗装面が洗掘されて被害に遭ったという箇所でございます。

当然、農道部分、農道台帳に記載している部分につきましては、補助災害等で採択をされ、市道部分については、市の、それぞれ小規模修繕工事で復旧されるという状況の中で、ご指摘があった段階で、私も協議に入ったわけでございますけれども、折しも年末、それぞれ業者さんの交通規制の問題、また舗設のプラントの問題等々で、結果的には同一で発注するということにはならなかったわけでございます。

当然、ご指摘のように、先ほど、副市長も答弁もありました災害復旧なり、それから市の単独なり、これは補助事業についての調整はできているというふうに認識しておりますが、小規模の修繕なりについては、なかなか十分な調整ができていない部分もあったことは事実でございます。今後、それぞれ、今ご指摘のように、現地で踏査する担当者なりの、十分、意見等も聴取する中で、きめ細かな、それぞれ公

共事業の執行に努めてまいりたいというように考えております。

なお、農道部分の復旧につきましても、先般、単独で発注をさせていただいて、落札業者も決定しているという状況でございますので、よろしくお願ひしたいというように思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 最後ですけれども、いわゆる本市全体では、一部契約変更なり、金額の変更なり、あるいは返還されて、土地借地料というんですか、使用料というのがかなり変更されとるんですけれども。

そこで私、いつも思うんですけれども、必要なものであれば、借地じゃなしに買い取りをしていただく、いうことが必要ではないかな。その辺の整理をしていただいたらいいんじゃないかな。あるいは、返すことに、返還と言いますか、そういうようなことは当然必要だと思います。

ちょっと乱暴な意見かもしれませんが、例えば、レストランなんかを赤字で補てんしながら経営されていると、していると。しかもそれが借地であるというような例があるようでございます。

そういったものは、何も市が、この大切な一般財源、税等を投入せずに、きっちりその辺のものも整理したらいいんじゃないかなというように、私は、これはちょっと乱暴な意見ですけれども、そういう思いがあるんですけれども。

その辺について、もう一度答弁を願ひたいと思いますし、また、先ほど、21年度に約9,000万近い取り壊しの費用があるということなんですけれども、これまあ、見てみますと、すべて一般財源であるというようなことでございまして、約1億円近い金額が一般財源で取り壊しすると。宍粟市も財政厳しいといいながら、まだ余裕があるのかなと、そういう思いもしたんですけれども。

もし、これは、跡地利用を決めて、いわゆる取り壊しなり、整地なりする場合やったら、何らかのそういう補助制度、非常に有利な融資であると、起債であるとか、そういう制度がないんかどうか。このことについて、2点答弁をお願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、土地の関係の話ですが、私も今、まだ宍粟市の中で、すべての遊休土地といいますか、そういったものはまだ調査ができておりませんが、今おっしゃいますように、遊んでいる土地で要らないものは、もうすぐ処分すると。あるいは、必要なものがあれば、購入する、そういったことが、これから必要だろ

うと思いますし、あるいはまた、返還すべきは早急に返還をしていくと、そういったことも必要でもあります。

あとの遊休土地を利用する場合の補助金等につきましては、担当部長の方からお答え申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 山崎市民局のあとの取り壊しは、ご案内のとおり、一般財源で計上いたしております。

ただ、ご指摘のように、新たな施設を企画いたしまして、それに伴います取り壊しについては、補助対象は別といたしまして、合併特例債等の対象になる可能性もございます。

ただ、現在のところ、そういったところまで及んでおりませんので、とりあえずは老朽して危険なものは取り壊すという方向で、21年度に予算計上いたしておりますところでございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で藤原正憲議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

2時20分まで休憩といたします。

午後 2時09分休憩

午後 2時20分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 7番、東でございます。通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

質問事項は、人口増に向けての具体的な対策についてであります。

平成22年度、宍粟市施政方針に、「創造と挑戦の年」あります。そして、宍粟市を取り巻く情勢として、急速に進む高齢化、少子化などによる人口減少社会の到来により、大きな変革の時代に移り変わったとあり、地域で支え合う仕組みの強化、いわゆる地域力の向上がますます重要になってきており、5つの重点施策の中でも、少子化対策、元気の出る高齢化対策と地域力の向上、強化に向けた取り組みがあります。

また、学校規模の適正化にも、今後さらに減少が見込まれることから、保護者、

地域との話し合いで進めていくこととなっております。

結びには、創意と工夫に満ちた魅力あるまちづくりに、果敢に挑むことが必要とあります。要は、人口増に向けて、あらゆる施策が必要であるとの考えであると思われる。

そこで、我が宍粟市の人口の現状を見たときに、157自治会ある中で、戸数がふえている自治会は少なく、減少は加速するばかりであります。さらに、高齢化が進み、65歳以上が50%を超える自治会は6自治会にもなっております。これは、旧波賀町で2、旧一宮町で1、旧山崎町で3となっているようですが、自分たちの自治会も、いずれはそうになってしまうのではないかと不安を抱いている自治会の声を耳にすることがよくあります。

そして、児童生徒の減少による学校規模の適正化の問題と、地域住民は、さまざまな不安を抱いているのは現状であります。

先ほど述べましたように、施政方針においては、この人口減をとめるために、何とかしなければとの思いはあるでしょうが、22年度の予算書を見る限りでは、その意味での方策が乏しいと感じるところです。

人口減少を少しでも防ぎ、人口増につなげる具体的施策をどのように打ち出していこうとしているのかを伺います。

おくれをとらないためにも、あらゆる企画をしていく必要があるのではと思いますが、今後の方向を伺います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 東 豊俊議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 東議員のご質問にお答えをいたします。

人口減少を少しでも防ぎ、人口増につながる具体施策をどのように打ち出していこうとしているのかということと、今後の方向ということでございますが、この問題、なかなか全国的に難しい問題でございます。

兵庫県におきましても、一時、三田市が人口がかなり急増いたしておりましたが、現在におきましては、少し減少ぎみと。そしてまた、逆に、尼崎、西宮といったところが増加傾向にあります。これも変わってくる予想が立てられております。

このように、その時代の背景とともに、移り変わりがあるわけではありますが、しかしながら、農山村地域においては、少しずつ、あるいは大幅、いろいろありますが、人口が減ってきておるといのが現状でございます。

その中で、宍粟市におきましても、合併以前より人口の減少が進んでおります。特に、北部の波賀、千種区域は過疎化が急速に進行していることも事実でございます。過疎地域の指定を受け、その対策に取り組んできたところであります。また、山崎、一宮地域においても、特に中山間地域において人口の減少傾向が顕著にあらわれており、ご質問にありますように、高齢化率が50%を超える地域、あるいはそれに近い地域もふえてきているのが現実でございます。

こうした過疎化、少子化、高齢化に係る課題、行政全般にわたって影響を及ぼしております。今後、ますます、それぞれ連携を図り、効果的な施策を推進していかなければならないというふうに考えております。

具体的には、今、行っております結婚相談事業、出会いサポート事業などの、現行いろいろやっておるわけですが、こういったことも、またさらに工夫を凝らさなければならないところでございます。

また、働く場所の確保ということが必要な条件でもあると思っておりますが、現下の経済状況では厳しい現実でございます。そういったことで、なかなか大企業の誘致というのも難しい課題でもございますが、そういう中でも、そうした企業誘致に対する条例、あるいは要綱の見直しを行ったところでありますし、また、小さくても新しい企業を起こしていこうという起業家支援、こういったことにも幅を広げて、何とか取り組んでいきたいというふうに考えておるところであります。

さらには、林業における雇用創出も進めていかななければならない。これだけたくさん山の山ですから、仕事はあるわけでありますので、何とか工夫をしながら、そういった取り組みを進めてまいらなければならないというふうに考えているところであります。

また、子供を産み育てやすい環境、これも大きな課題でございます。そういったことを継続的に、そしてまた連携を図りながら、同時に行っていかななければならないというふうに考えているところでもございます。

さらに、今後は人口をふやす、人口流出を食いとめる方策の一つとして、施政方針でも申し上げましたとおり、地域力向上を目指した各種取り組みにより、地域の活性化を図ること、その地域に住みたい、住み続けたいという意識の醸成につながるものではないかというふうに考えておりますので、こうした点、難しい課題であります。総合的に、そしてまた各部門で連携的な施策をしながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 答弁をいただきましたが、再質問をしたいと思います。

今、市長の方から、出会いサポート事業とか、働く場所の確保とか、起業家支援とか、それから林業における雇用の支援とかいうふうに言われました。

もっともなことだと思います。ただ、非常にこれは難しいことだと思いますので、腰を据えてやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それと、やはり、若者が定着と。これはもちろん一番なんですけど、宍粟市から人が出て行かないようにということの一つ。それから、当然、宍粟市へ入って来ていただくと、この2つが一番早い人口増だと思うんですけども。

一つ例を挙げるとすればですが、一つには、今、山崎町においては、民間アパートが急増しております。若い世代の夫婦が多く入居しております。そのようなことからですが、市内の自治会で、自治会内で要望があればですが、適地を見定めて、若い世代用の市営住宅の建設と。

それから、2つには、先ほど申し上げましたように、若者の定着が一番であることは言うまでもないわけですが、市外に出ている若者、また若い世代の夫婦が宍粟市に帰ってきた場合、それに対しての何らかの方策。Iターン、Jターンは、なかなか難しいかもわかりませんが、これも宍粟で生まれ育った女性が市外、都会の男性のもとへ嫁いで生活していたその後に、夫婦で宍粟市に住むと。この例も、現実には聞いております。

三つには、市内の空き家住宅の調査が進んでいると思いますが、市外に向けての誘致作戦と、それとあわせて営繕に対しての助成等、これは本定例会で上程された中に、宍粟市起業家支援条例の一部を改正する条例がありますが、その一つに、固定資産税相当額補助があります。そしてまた、店舗等改装補助があります。この条例とは、趣旨には違いがあると思いますが、このように市外から空き家に移住する人に対しての、宍粟市独自の助成等があればと思うところです。

今、三つの例を挙げましたが、創意と工夫に満ちた魅力あるまちづくりに、果敢に挑むことが必要とあることから、そのような企画は考えられないか、再度お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 市営住宅でありますとか、民間の住宅等につきましては、確かに山崎町にはかなりたくさんございます。そういう中で、そこが埋まってしまうということよりも、むしろ、新しいところを求めてかわられるということが多い状況だろうと思います。

そしてまた、この一宮、波賀、千種の人たちが、山崎でとどまればいいわけですが、なかなかそうでなしに、飛び越える人もたくさん出てまいっております。

そういう中で、要望があれば、市営住宅等ということであります。これにつきましても、例えば一宮でありますと、もし建てても、人が入るだろうなという場所になりますと、北中の周辺だとか、南中の周辺というようなことになるだろうと思いますし、また、ほかの町においても、またそういう場所等もあるだろうと思います。

そういうことで、そういう要望なり、あるいは、分譲等が、要望が強ければ、そういう対策も講じる必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、U・I・Jターン、空き家の関係であります。今、今回の予算の中にもそういったことが、空き家バンクという形で出てきておるわけですが、それらの動向といったものも見ながら、必要に応じて、今おっしゃったようなことも考えてまいりたいというように考えております。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 今、具体の施策をご提言いただきました。総括的には、市長が申し上げたとおり、積極的に、いろいろ検討してみたいと思います。

空き家住宅なり、住宅の営繕の補助でございます。これもひとつ検討もいたしたいなと思います。しかしながら、いずれにしましても、いろんな補助につきましても、その公平性なり、効果、あるいは他の市民にも合意が得られるかどうか、総合的に研究をして、積極的に検討をしてみたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 今、答弁いただきました。最後の、その空き家の件ですけれども、調査が進んでいると思いますが、聞くところによるとですが、その空き家の、いわゆる所有者ですね。いわゆる住人ですね、持っている人が、なかなか、いや、これは貸さない、売らないという声が多いようですね。

じゃあ、その人が帰ってくるのかというと、いや、それはわからないというようなことが多いようです。

ですから、調査をする人が、なかなか困っているということを知ります。

ただ、私が言いましたのは、空き家、今、副市長が答弁していただきましたけれども、当然、空き家ですから、古いわけですよ。ですから、例えば炊事場とか、そしてバス・トイレ、これをどうしても、やっぱり改修しなければいけない。じゃあ、50万、100万かかって改修することになりますから、そのときに、例えば上限は幾らですよ。工事の半額は補助します、助成します。ただし、上限

はこれだけですよとかいうことがあれば、少しでもそれに、話が進む場合があるんじゃないかなということから言っているわけですね。

ですから、先ほどの話に戻りますけれども、何らかの方策を立てないと、人口が減った、減ったでは、いつまでたっても同じことになると。

ですから、企画をしていく必要があるということ強く申し上げたいと思いますので、もしよければ、市長、再度、決意のあるものをお聞かせ願ったらありがたいと思いますが。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 空き家につきましては、とりあえず、この空き家バンクということで、先ほどおっしゃいましたように、空き家はあるけれども、自由にできないというようなこともありますので、とりあえずは、そういったバンクに登録をしまして、その中で、どれぐらいのものが有効に活用できるか、そういったこともさきに調べながら、今、おっしゃったようなことについても、あるいはU・I・Jターン等について、あわせてそういったことも検討を加えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 検討を加えていただくということで、答弁をいただきました。

それと、つけ加えになりますけれども、要は宍粟市で生まれ育って、若い夫婦が姫路なり神戸なりに住んでいる場合が当然あります。当然ですけれども、既にもう自分の持ち家を持っている夫婦もあるでしょうし、家族もあるでしょう。

ただ、マンションなりアパートに入っている方が多いと思うんですね。そうすると、少なくとも、月にアパート代、マンション代が6万、7万はかかっているでしょうし、生活も合わせたら10万ぐらいの金はいっていると思うんですね。

それが、その人たちが宍粟へ戻ってくれば、いわゆる親の元へ戻ってくれば、当然ですけれども、その人たちが10万円ぐらいは、金額に簡単にしてしまうんですけれども、生活が楽になると。

本人たちは楽になる。宍粟の親たちは、子供、孫が帰ってきてにぎやかになる。一石二鳥になるような気がするんです。

また、こういう事例が、私の知っているところにも何軒かあります。そういうところで、しかもそこに、なおかつこういう助成がありますよと。こういう補助がありますよといったら、なお結構かなというふうに思いますので、その辺もあわせて検討願ったらいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましても、なかなか、出た人が帰ってきたら補助が出るという、その辺ちょっと、税の使い道として、公平か、あるいは正当かという、そういったことも踏まえながら、検討していかないと、なかなか難しい課題かなとは思いますが。

そういった希望者がたくさんあるようでありましたら、またありがたいことではありますけれども。

今おっしゃったことを、総合的な中で判断をしてまいりたいというふうに考えてます。

○議長（岡田初雄君） 以上で東 豊俊議員の一般質問を終わります。

続いて、9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 失礼いたします。議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

私は、2つのことについてお尋ねをいたします。

まず、最初に一宮市民局第2庁舎有効活用をとということにつきまして、お尋ねをいたします。

一宮第2庁舎は、今のところ、空き施設同然となっております。ことしの夏、参議院選挙があります。センターいちのみやの急な坂道を登って投票に行くことが苦痛であるとの、有権者からの声が昨年の選挙のたびにも届いておりました。

合併前のように、一宮第2庁舎を投票所にしていただくことはできないものか、お伺いいたします。

駐車場も問題ないものと思いますし、何よりも、昨今は期日前投票が多くなっていることで、選挙日当日投票が、以前のような混雑は見られないのではないかと思いうからであります。

また、投票所開設の準備に係る職員の手間から考えても、市民局近くが最良の方法と、私は考えますが、いかがでしょうか。

そのほかに、日常的に、市民が交流の場として開放してほしいとの要望も出ております。センターいちのみやもいいところではありますが、第2の地域住民の利用センターとして、活用してもいいのではないのでしょうか。再考の余地はございませんか、お伺いいたします。

なお、第2庁舎は、県自治振興助成施設、兵庫県の競馬収益金を財源とする自治振興資金の助成を受けて建てられたもので、保健衛生施設等整備事業の一環として

建てられております。

これには、使用目的が限られているものであり、縛りなどがあるのでしょうか、お伺いいたします。

2つ目に、税の滞納についてであります。

今年度の税徴収体制の実績と方法についてお尋ねいたします。

また、その結果を受けて、改善点はどのようなものが挙げられますか、お伺いいたします。

これは、20年度の決算時にお願いしたことでありますが、古い滞納、年間約1億円以上で、これは永遠の課題のようであり、と私は指摘いたしました。

税不納欠損額4,675万7,000円、多過ぎるとの指摘には、443人のうち310人に時効を完成したとのことでございました。今後は、収益と負担の公平、公正化に向け、滞納減に努められたいと要望いたしました。

主な滞納者は、昨今の経済事情によるものや、退職者、自営業者などであり、担当課としては滞納者との接触をふやしたり、財政調査やインターネットなどの利用で滞納要因を十分把握の上、毅然とした態度で臨み、一層の収納率向上に努めるとのかたい決意の回答をいただきました。

また、厳正、公正な滞納処分分野につきましては、これは市民の分担納税が地方自治を支える根幹であります。課税に当たっては、法律条例により決められており、納税者の能力に応じたものでもありますが、国保税、固定資産税、都市計画税も含まれますが、の徴収率は、それぞれ79.14%、86.33%と低く、多くの滞納者を出しております。

市税と、滞納解消対策推進制度につきましては、年数回の徴収強化月間に限ることなく、日ごろから全庁体制で臨み、良心的納税者の納税心理に配慮した公平性あるものとしてほしいものであります、と述べさせていただきました。

これらを総合的に考えましたとき、宍粟市には合併前にあった納税組合の体制は、ある意味、いい制度であったように思います。年を追うごとに、滞納額ばかりが増大する今の宍粟市、納税組合が無理であれば、これに似たものがまた必要とは考えられませんか。

納税組合設立について、お尋ねをいたします。

以上の2点について、ご回答をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 大倉澄子議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 大倉議員の質問にお答えをいたします。

まず、一宮市民局第2庁舎の有効活用についてであります。現在、簡易水道施設の維持管理を行うため、計装関係の計器を1階に設置している現状であります。

事務所といたしましては、平成18年度末の国体推進室を最後に、空き施設となっております。また、既に昨年4月より、1階北側の部分を、特定の市民団体であります。行政財産の使用許可をしているところでございます。

今おっしゃいますように、地域の活性化、あるいは市民のよりどころとして活用ということではありますが、これについては、一宮市民局のみならず、波賀市民局、千種市民局、今年度中にそれらを調査をしながら、有効活用することにいたしております。

次に、その選挙の関係のことではありますが、これまでのいきさつ等につきましては、市民局長の方からお答えをいたします。

次に、滞納の関係でございますが、三位一体改革による税源移譲ということにより、市民税が増加し、また、景気の低迷等により、市税等の滞納額は増加傾向にあることはそのとおりであります。

今年度より徴収対策室を設置し、徴収事務体制の確立に向けて努力をいたしているところであります。

徴収事務における新たな取り組みとしましては、まず、昨年度までに差し押さえた財産の種類につきましては、預貯金、国税還付金、不動産でありましたが、今年度からは新たに滞納者の財産等の搜索を実施し、自動車、机などの各種動産、供託金などの財産を差し押さえ、種類の拡大を図っております。

また、新たな取り組みであります。差し押さえた動産等につきましては、インターネット公売により換価しており参加しており、1月末では、約35万円となり、総額は同月末現在で約406万円となりました。

既に、昨年度の約295万円を上回ってきておるところであります。

さらに、新たな取り組みであります。滞納者の所有する自動車のタイヤロックを行い、納税交渉を有利に進められるよう、努力をしているところでもございます。

また、財産調査の結果、財産のない方、生活が困窮している方などで滞納処分の停止要件に該当する滞納者につきましては、適切に滞納処分の停止を行い、不納欠損処理を適正に行うことにより、債権の処理を進めているところであります。

次に、納税組合の設立についてであります。合併前の納税組合は、納税貯蓄組合法に基づく組合ではありませんでしたが、これに準じた組合として、行政運営に

ご協力をいただいたところでありますが、個人情報の保護に万全を期する必要があること、そしてまた多額の現金を取り扱うことから、万が一の事故等が心配されるなどの課題があります。

そういったことで、現在では安全な口座振替による納税を進めているところであります。しかしながら、税の滞納額が増加傾向にある状況でありますので、これらにつきましては、それぞれの自治会等の協力も必要でありますし、先ほど申し上げました個人情報、こういったものの調整もございしますが、一つの収納率向上対策としてのご提案として承りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 一宮市民局長、西山一郎君。

○一宮市民局長（西山一郎君） 投票所の関係につきまして、私の方からお答えをさせていただきますと思います。

議員お尋ねの一宮市民局の第2庁舎につきましては、平成3年4月から平成12年6月執行の選挙までは、第一投票所として活用をしております。

ただいま市長の方からもございましたように、簡易水道の維持管理システムの計装関係の機器を、当初、市民局の北側の建物に設置をいたしておりましたが、建物の老朽化によりまして、平成12年に第2庁舎の1階に機器を移設したところでございます。

このために、従前より第2庁舎のフロアが狭くなったこと、また前回の国政選挙のように、3つの投票がございすると、投票所としては、非常に投票者で混雑する状況が見込まれることから、以後、センターいちのみやを投票所として選択しているところでございます。

また、選挙によって投票所を変更することは、住民の皆様に混乱をもたらしかねないことや、投票所の設営を初め、投票事務に当たっては、万全を期さなければならないというような観点から、センターいちのみやを投票所として固定をしているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、施設の利用についてでございます。現行の市の公有財産規則に基づきまして、行政財産の使用についての管理をさせていただいておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 当時の自治振興事業の補助金をいただいております。

とでございますが、適正化法と、10年が経過しておることもございまして、他の施設に使うことについては、特段、支障がないというふうに感じております。

特に、合併市町村につきましては、合併というのは特殊要因がございますので、そういった点、他方面に理解を得ながら活用ができるという判断をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 最初の一宮第2庁舎のことについて、お尋ねをいたします。

住民に混乱をもたらすとか、またいろんなことがあって、1階のところに水道のメーターみたいなんですか、そんなのを置いているから無理だとか言われますけれども、投票所は、センターいちのみやの広い場所が果たして必要かということで、去年は3種類の投票のあれがありまして、必要かとは思いますがけれども、私、最初に言いましたように、期日前投票が大分、率が上がっております、当日、投票所へ来られる方、そんなに多くはないと思うんです。

それでまた、投票所へ入ったときに、投票監視員ですか、そのような方がズラッと並んでおられて、果たして、あれほどの多くの方が必要なのかなと思うんです。

それと、また投票開始から締め切り時間までの冷暖房費、それとまた、もろもろの電気代を考えますときに、温暖化防止の意味からも、センターいちのみやは再考の余地があるんじゃないかと、私は考えております。

そしてまた、センターいちのみやは、急なカーブがありまして、曲がりきれないことによる交通事故もあったと聞いております。何よりも、高齢者の方から行きづらいという、平たんな場所の投票所へもう一度戻してほしいとの要望が出ております。

こういったことについて、再度お尋ねいたしますが、いかがでございでしょうか。

それと、先ほど、市長が、各市民局の空き施設といいますか、そういったところは有効活用したいとのご答弁いただきましたが、この一宮第2庁舎を投票所として、ことしの夏、7月ごろですか、あります参議院選挙の投票所にしていただくことはできないのか、お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） センターいちのみやの関係と、それから第2庁舎の関係でございます。

おっしゃるとおり、投票所というのは、投票に行っていただけの人が行きやすい、これはもうおっしゃるとおりでございます。

ただ、先ほどありましたように、場所のこともございます。選挙は、いわゆる行きやすい、たくさんの方が行っていただきやすいという場所も当然でございますが、一方では、二度とできない。失敗が許されないということで、確実かつ安全にできるということもございます。

投票に行かれた方が、混乱をして間違った投票用紙に書かれても、また無効になります。そういったことから、一つの投票でありますと、十分、第2庁舎活用はいけるという判断をいたしておりますが、衆議院とか、そういう3つの選挙になりますと、非常に煩雑をいたします。そういうときには、先ほど申しましたように、投票の間違いがあって投票が無効になったりする場合もございますので、そういった点も考慮して、選挙管理委員会で検討しているところでございます。

次の参議院選挙、これにつきましても、選挙管理委員会で検討はしていただきました。ただ、現状の場所、広さでは、なかなか難しい面があるという結論も、今のところいただいているところでございまして、再度、選管でも確認はいたしますが、そういった利便性の問題と、安全な投票ということの両面から、今後とも検討いたしますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

ちなみに、人員が、たくさん人がおるとということにつきましては、これも厳正な投票を確保するという意味から、受付の係、それと選挙権があるかどうかの名簿の照合係、投票用紙を間違いないように、一個一個確認して交付する係、それから立会人、いろいろなこともございますので、そういった点もご理解を願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 投票所のことで、もう一度お尋ねするんですけども。

私、以前、一宮市民局の方から、合併で第2庁舎は物置状態になっております。だから使えませんかと言われました。甚だ疑問に思ったのでありますけれども、もう5年目になります。いつ整理されるのかお伺いしたいと思います。

市の施設として、雑然と物が置かれているというのは、余り好ましくないと思いますが、この点についていかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 一宮市民局長、西山一郎君。

○一宮市民局長（西山一郎君） 議員、今ご指摘のとおり、1階につきましては、この合併以後、ある程度の、ロッカー等が本庁の方にも、更衣ロッカーとか、書類ロッカー等も持って来らしていただいておりますけれども、若干あります。そういったものを1階に幾らかあります。

しかし、見ていただいたら、2階はもうワンフロアで、きれいに何もありません。若干のロッカーは置かしていただいております。それらについても、廃棄はできないわけで、その辺も十分、整理の方はさせていただきたいと思います。一部、ロッカーを置かせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 本気でやろうと思えば、すぐ、あしたからでもできると思うんですよね。私、それやっていたきたいなと思うんです。市の施設です。ちゃんと整理をしていただきたいなと思っております。

投票所のことについては、これくらいで終わらせていただきます。

それと、納税組合設置についてのお尋ねでございます。

私は、難しくてかたいものはかじれない、さし歯状態の、ネズミのようなものでございまして、小さなかじりさしの知識がお尋ねをいたしますけれども。

地方税法第15条の7では、滞納処分の停止要件を定め、財産がないとき、その生活を著しく急迫させるとき、おそれがあるとき、財産が不明なときの3要件で区別されておりますが、滞納者の実態はどうでしょうか。

宍粟市の場合は、どのように分析し、把握をされておりますか。また、悪質な滞納者の処分については、国税徴収法第5章で、滞納者の財産を差し押さえ、これを換価し、その換価代金をもって滞納税金について充当する強制徴収手続が定められておりますが、これまで宍粟市の場合はどのように適応し、実施されましたか。

先ほど、市長のお答えの中で、収納できた総額400万ほどとお聞きしたと思っております。まだまだ額、少ないんじゃないかと思えます。

また、車を差し押さえたりする方法につきましては、私も以前、広報で読みました。そのほかにも、毅然たる態度での徴収率向上のための努力、配慮があればお知らせいただきたいと思います。

徴収率向上のためには、納税者の理解や、納税組合の育成などの措置が必要にはなってきておりませんか。先ほどのご回答では、納税組合につきましては、個人情報でありますとか、一つの提案として参考にさせていただきたいと言われました。また、これに、納税組合の設立については、課題もあるので、口座振替にしたとも言われました。

それもいいことではありますけれども、今年度のように、予期せぬ台風災害では、滞納解消対策推進計画というのそのままならず、私が以前お願いしましたように、全

庁職員体制で収納に当たっていただきたいと言いました。それが、ことしの夏るときには、無理であったんじゃないかと思っております。

それで、間違っても、市の方では納税組合の必要性を感じているなどとは言われないかもしれませんが、もう今、実栗市では、手に負えない状態になっているのではありませんか。

これらも含めまして、今後の体制、姿勢について、もう一度お知らせいただきたいと思えます。

私たちが納める税金は、市民のための公共的サービス、また福祉の充実などに充てられるものでありまして、そこにはいささかの不心得者の行動は許されるものではありません。これらも、私たちの願いも込めまして、お尋ねをするのでありますけれども、市側としては、どのような態度でこれから臨んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 納税については、おっしゃるとおり、非常に市民の方々との信頼関係、公平性重要でございます。そういう意味では、絶対になくさなければ、減らさなければならぬということは思っております。

しかしながら、実態は、市長の方からもありましたように、市民税が、これまでは国税で一括をしたものを、交付金として交付されてきました。それは100%の徴収率でございました。ただ、今後は10%分は市で納めなさいという税源委譲の中から、市で賦課し、市が徴収するとなったと。いわゆる、必然的に滞納が生じるような現象も、一部では起きております。

また、経済情勢が非常に苦しいという中で、個々に納めにくい方もおられるのは確かでございます。ただ、前々から質問もいただいておりますように、納税というのは、市民の方々に対する、行政が信頼を受けるということが根本ではないかというように思います。

行政が信頼があれば、いわゆる納税について、優先順位として、上に位置づけしていただいて、自然と納税があるということになってまいります。

ただ、現状といたしましては、滞納が残らないように、いわゆる税の中身、滞納内容を納税しようとしても、なかなか経済的にできない方、そしてまた、滞納されている方に、何らかの理由がある方、そしてまた、納税能力があるものの納税をしない方、大きく分けて3つに区分をいたしております。

その中で、厳格な対応が望ましいということをご指摘のとおりでございます、

資料といたしましては、上位。上位と言いますか、高額の滞納されている50の方で、中では、約180万以上の滞納がされております。こういう方につきましては、当然、不動産の差し押さえでございますとか、先ほど、市長もありましたように自動車、そういうようなものがあるんですが、ただ、換価、お金にかえるということは非常に難しいものがございまして、不動産を差し押さえしておりますも、競売にかかりますと、やはりほかの債権者、ここが優先順位になることもございまして、なかなか現金として徴収することが難しいということもございまして、

したがいまして、少額になる場合もございまして、実際の預金通帳を押さえたり、それから税の還付金を押さえたりするようなことをやっております。場合によりましては、物品、いわゆる広報でもお知らせをいたしておりますが、インターネット公売によって、例えば1万円でも収入をするような方法をとっております。これは、いわゆる広報周知、そういった厳格な対応をしているということも含めての対応でございまして、そういうこともあるわけでございます。

それと、納税組合、これにつきましては、やはり市長が申しましたように、プライバシーの問題とか、税が知れるとかいうのもございまして。納税組合自体は、それぞれ加入される方の理解も必要でございまして、市の方が強制的に納税組合というわけにもまいりません。自治会の協力は、今も納付書の配付等で協力をいただいておりますので、今後ともそういった、どんなことができるかということについては、検討を加えていきたいと思っておりますので、さらにご指摘、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 先ほどもわかりやすい説明をいただきまして、宍粟市におきましては、滞納者がふえないということを願ひまして、今後も宍粟市で納税をしようという気持ちに、市民の方がなっただけのような、納税意欲を高める広報活動でありますとか、また、徴収員さんをふやすというような創意工夫をしていただきたいと思っております。

そういった思いはおありでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 協力、理解をいただくのは、先ほど申しましたように、当然でございまして。

徴収体制につきましては、今年度より県から室長さんをおこしいただいて、職員も含めまして5名体制で臨んでおります。

それから、先ほどございました徴収嘱託員の方については、常勤で3名お願いをいたしております。今後、こういった徴収の仕方がいいのかどうかも含めて、いわゆる体制も検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で大倉澄子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。3時20分まで休憩をいたします。

午後 3時08分休憩

午後 3時20分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、定例会に当たりまして、一般質問を行います。

まず、最初に後期高齢者医療制度についてであります。

この制度につきましましては、制度発足から、本当に国民や、またお年寄りの方から強い批判の声が出されております。もう一遍、この制度について見てみますと、75歳以上の高齢者を、国保や健保から追い出して別の制度にし、これまで負担のなかった扶養家族も含め、一人一人から保険料を徴収する制度でございます。

また、2点目は、受けられる医療を制限し、差別する別立て診療報酬体系が設けられております。

3点目は、保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる、このような内容でございました。

また、4点目は、保険料を払えない人からは、保険証を取り上げる、こんな医療制度であり、現在の姥捨て山制度ということで、国民の強い批判があったわけであります。

この批判の中で、去年の総選挙においても、自公政権が退場する一つの要因になったのではないかなど、私もこのように見ております。

また、私ども日本共産党宍粟市の市会議員団は、本議会におきましても、この後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提案をしましたがけれども、否決をされましたけれども、国民の世論は去年の総選挙の結果としてあらわれたんじゃないかなというように思います。

そうした点で、新しい政権ができて、この後期高齢者医療制度、即廃止になるかと思いましたがけれども、今後4年間存続するというような、新しい鳩山政権の

考えだそうであります。

しかし、昨年4月には、民主党や私ども共産党も含めて、昨年4月の国会、参議院ですけれども、後期高齢者医療制度の廃止を求める議案が参議院で可決をされております。こうした経過からも踏まえて、民主党政権は即ち廃止すべきではないかなというように思いますけれども、先ほど言いましたように、4年間制度を延長するというような方針であります。当市としましても、廃止を求める声を、国に言うべきではないかなというように思いますけれども、市長の考えをお尋ねをいたします。

また、制度の中で、先ほども指摘をいたしましたけれども、2年ごとに後期高齢者医療制度、保険料の料金を決定するというところでございます。ちょうどこの4月から2年目の制度改正の時期に当たっております。

兵庫県の後期高齢者医療広域連合議会が、この2月22日に開かれたそうであります。この連合で、保険料の所得割を0.16ポイント引き上げて8.2%引き上げるという議決がなされたというふうに聞いております。被保険者の約4割が、保険料引き上げとなり、平均で年1,054円の負担増になるそうであります。

こうした中で、基金などを活用して、この後期高齢者医療の保険料据え置きがなり、また、あるいは引き下げができなかったのかどうかお尋ねをしたいと思います。

続きまして、2点目は、生涯学習についてであります。

議長には、2月10日に行われましたいちのみや「まちづくり学習フォーラム」の資料配付を求めております。既に配付をされておりますので、後刻、取り上げたいと思います。

生涯学習につきましても、合併までは4町ごとの取り組み、また合併後もいろいろ、合併した市として取り組みが行われておりますけれども、私も感じておりますけれども、4町ごとの取り組みは、また市民の意識状況などはいろいろ違っているんじゃないかなというふうに思います。

そうした点で、今後、4町ごとの取り組みについては、これまでの成果、実績も踏まえて、独自の取り組みをする必要があるんじゃないかなというふうに思います。その点で、いちのみや「まちづくり学習フォーラム」の資料を配付しておりますので、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思います。

特に、この生涯学習の中で、また人権推進という形で、20年度決算で調べてみますと、加生地域人権教育推進委員会の委員会、下比地、下宇原、木谷、西山の委員会に助成制度がなされております。一宮は、ございません。こうした点でも、特

別の助成金制度が推進委員会に支給をされております。一宮のように、一律的に自治会に補助すべきではないかなというふうに思います。この点でもお尋ねをしたいというふうに思います。

2点目は、07年7月に実施された人権アンケートの成果について、どう評価されているのかお尋ねをしたいと思います。

これは、私も前議会で市長に答弁を求めました。特に問題点は、33問の設問中18問が同和問題に関する設問であり、問題があるのではないかなど。人権アンケートとして、ふさわしくないのではないかなという問題提起をしました。

市長は、前市長の決裁で実施が実行されたというふうに答弁をされております。8月7日までに回答を求める内容でございましたので、この人権問題のアンケートがどのように集計され、どのように評価されているのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

3点目は、憲法に定める基本的人権尊重の理念を実現するためにも、行政として、あらゆる人権問題に対応する組織、機構にすべきではないかという点でございます。

現在、宍粟市では、人権推進課、また教育委員会で社会教育課の中で、こうした人権問題、同和問題も含めて対応をされております。

しかし、私が見ているところでは、人権推進課につきましては、職員配置が多過ぎるのではないか、そんなことも思います。

また、昨日とぎょうの議会でも、いろいろと自損行為の問題、また子どものいじめの問題、またお年寄りのいろいろないじめの問題等も論議をされております。教育委員会も含めて、こうした組織・機構を見直して、総合的な対応にすべきではないかなというふうに思います。そういう視点で、組織・機構の見直しについてどうお考えなのか、お尋ねをいたします。

続きまして、政権が交代をいたしまして、4月から実施予定の戸別所得補償モデル対策についてお尋ねをいたします。

内容の1点目は、全国一律の米の10アール当たり1万5,000円の補償が基本になっております。

この補償が、当市の農家にとって、また遊休地とか放棄田などの安定的な生産につながるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

特に、戸別所得補償につきましては、以下のような問題点があるのではないかなというように見ております。

一つは、全国一律1万5,000円でいいのかどうか。生産費なども地域的に、こ

これは恐らく北海道をモデルにしたものというふうに言われております。近畿圏などは、もっと高い生産費になりますから、この補償額について問題があるんじゃないかなというふうに思います。

また、こうした一定の補償をすることによって、大手の米業者などの買い叩きが起きるんじゃないかな、こうした規制等が盛り込まれているのかどうか。補償はしても、実際、農家に渡らない可能性もあります。こうした点でも、今の発表されている制度内容では問題があるんじゃないかなというふうに思います。

また、この補償が受けられるのは、販売農家、集落営農のうち水稻共催に加入したものの、それからまた、昨年度、出荷販売実績のあるものに対する交付対象になっております。それでいいのかどうか、疑問点もございます。

また、さらに、米以外に大豆とか麦など、水田利活用自給力の向上事業ということで、10アール当たり3万5,000円の補償制度が言われておりました。しかし、これは、一宮ですと黒大豆は3万5,000円を、7万とか8万円の状況になっておりますので、また、麦なども全国いろんな都府県によって、助成措置がなされておりますので、これでは到底、新しい制度に理解できないということで、激変緩和措置が盛り込まれたというふうに聞いております。

また、これについては十分な説明がなされておられません。こうした点でも、いろいろな問題を持っているんじゃないかなというふうに思います。こうした点で、宍粟市として、どのように取り組まれようとしているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

続きまして、宍粟市にとっても、農業や林業の対策は本当に必要な、市の行政としても大切でございます。しかし、やはり国の施策が変わらないと、やっぱり本市としても十分対応ができないんじゃないかなというふうに思います。

特に農業施策につきましては、米の輸入は温存されております。年間77万トンもの輸入をして、こうした米補償制度が4月から実施されようといったしております。

また、日本とアメリカでF T A交渉が進められようといったしております。こうすれば、アメリカとの交渉ですから、どんどん日本にアメリカの農産物が入ってくるような状況になります。こうした点で、日本の農業が立ち行くのかどうか、問題でございます。

世界的に見ますと、飢餓人口が10億人を超えている、このような状況であり、食料が危機に瀕している状況でございます。また、この二、三年ですけれども、外国の農地を買収するような動きもあらわれているというような報道もございます。

特に砂漠地など、乾燥地帯などは、そうした農産物のできる土地で、自国じゃなしに外国の土地にそうした農地を求めている、このような状況もございます。

こうした点で見ても、やはり日本で安定的に食料を自給できる体制をつくるべきではないかなど、そのように思います。そうした点で、この日米FTA交渉について、どのようなお考えをお持ちなのかどうか、お尋ねをいたします。

続きまして4点目、建設職人への元気づけをということでございます。

特に、宍粟市でもなかなか仕事がない、こんな状況で建築職人さんも含めて、いろいろな方々が大変な状況でございます。

調べてみますと、やはり建築職人、特にこの宍粟市としては田舎のことでございますから、百姓もしながらそうした職業をなさっている方もたくさんおられます。こうした人たちへの元気の出る施策が必要ではないかなというふうに思います。

そうした点で調べてみますと、住宅リフォーム助成制度が全国的に普及をしております。住民が住宅のリフォームなどを行った場合、その経費の一部を自治体が助成する制度でございます。住宅の改善を容易にするとともに、中小業者の仕事おこしにつながり、その経済効果は助成額の数十倍にもものぼっている、このような試算もございます。

県的にやっているのが、秋田県、新潟県、島根県だそうであります。この3月現在の時点でございます。

秋田県などは、工事費の10%、上限額20万、工事費の50万以上に対して、特に地元産材を使うという、このような条件つきでこうした制度が発足いたしております。予算的には、これは県レベルですけれども、12億6,000万円、7,000戸を対象にしたこんな制度も行われております。当市としても、検討すべきではないかなというふうに思います。

それから、2点目は、建設国保への助成についてでございます。

これも調べてみますと、私ども旧町時代は建設国保への助成制度がございました。しかし、今は助成制度が行われておりません。

特に、昨今のマスメディアなどを通じて、建設労働者の命綱である建設国保に対して、批判報道が繰り返されております。無資格の人が加入している、そのような報道でございます。国の方も、そうした報道を受けて、建設国保などへの国庫補助を減らそうという、そんな動きも出ている状況でございます。

こうした点から見ても、国保への助成をすべきではないかなというふうに思います。

ちなみに、建設国保、この宍粟市の場合、兵庫土建宍粟支部でございます。今、マスメディアで報道されている建設国保とは全く違う建設国保に加入されております。こうした点もしっかり見ていただきたいというふうに思います。

特に、国民健康保険には市町村が運営するもののほかに、業種別に運営する国保組合がございます。国保組合に対する国の助成は、これは厚生労働省の調査でございますけれども、国保組合全体で40.5%の国の助成がなされております。また、市町村国保は55.4%の国からの助成がなされております。特に市町村国保の場合、当市は行っておりませんが、一般財源から法定分以外の繰り入れは行ってませんが、一般財源からの繰り入れが行われている国民健康保険もございます。

そうした点で、建設国保への助成について、お尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 山根 昇議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 山根議員の質問にお答えをいたします。

まず、後期高齢者医療制度についてでございますが、これにつきましては、去る2月8日、兵庫県後期高齢者医療制度懇話会が開催されております。これにつきましては、基金を取り崩して、現状を維持をしようということで決定がされております。

その資料に基づきまして、後刻、担当部長が説明を申し上げます。

なお、制度の廃止、存続につきましてはどう思うかということですが、これは法律によるものでありますので、お答えは差し控えたいと思います。

次に、生涯学習の関係でございますが、この中で人権アンケートの成果についてでございますが、市民意識調査は、これまで宍粟市が積み上げてきた人権教育啓発の成果と課題について、市民意識の実態を明らかにしようとするものであります。

成果物としては、現段階で完成しておりませんが、結果から見えてくる課題等については、整理を行い、行政機関や学校、各種団体等の研修の場も利用しながら、人権尊重のまちづくりを推進するため、啓発等に生かしていきたいと考えております。

次に、人権問題に対応する組織、機構にすべきではないかということでございます。

宍粟市では、部落問題を初め、女性問題、高齢者の問題、身体に障害のある人たちの問題、在日外国人の問題など、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを推進し

ていることについては、ご案内のとおりであります。これらは、行政、市民を初めとするすべての人たちが、差別解消に向けて真摯に取り組まない限り、心安らかに、笑顔で暮らせる社会にならないということを常に考え、宍粟市として、人権施策を進めているところであります。

この課題に対応する市の組織機構につきましては、市長部局と教育委員会部局の担当部局が、それぞれ綿密に連携し、あらゆる差別の解消に向け、取り組んでおりますが、今後、より効果的な推進が図られるよう、組織機構につきましては、今年度、いろいろ検討を加えることといたしております。

次に、戸別所得保障モデル対策であります。これにつきましては、前の一般質問でもお答えをいたしましたところでありますが、戸別所得保障制度では、米の需要が減少する中、自給率を向上させるために、米以外の作物の生産を増大させることが必要であり、その前提として、水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境をつくっていくことを目指しています。

この事業は、規模拡大やコストの削減、及び販売価格を高める努力を行った農家等に有利となりますので、市が推進をいたしております集落営農組織設立にメリットがあるというふうにも考えております。

また、集落営農組織をもって、みんなで適材適所にて協力をし合い、地域の農地や環境が保持でき、そのことにより、農産物の安定生産につながるようにと考えております。

次に、F T Aのご質問ですが、貿易は国際間において行われるもので、そのルールづくりは国の責任で、適切に判断されるものと考えております。現状の国内での米の自給状況や、国内産の備蓄米等、総合的に考えた場合に、実質的に水田農家に負担がかかってくることも事実であります。課題の多い中、国内の自給力向上を目的に、米以外の麦、大豆等の転作作物増大を図るため、広く浅く、今回の制度が創設されたというふうに認識をしております。

小規模農家も、安定的に就農できるような営農指導を、関係機関とともに農家に働きかけていかなければならないと考えております。

以上、私の方からお答えをいたしまして、あとにつきましては、それぞれ担当部長からお答えを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 私の方からは、生涯学習の4町ごとの取り組みについてという部分について、お答えをさせていただきます。

市といたしましては、市民憲章が目指す、「未来に輝く宍粟市の創造」という、そういう市民憲章につながる重要な事業として、生推協の活動をとらえ、推進しておるところでございます。

ご指摘いただきましたように、旧4町ごとの取り組み状況が違うのは現状でございますけれども、これは、これまでのそれぞれの地域の実情、実態に応じて、実践してこられたということでございます。

地域のさまざまな学習生活課題を解消していく上で、効果的な学習が進められておるととらえております。宍粟市といたしましても、市民憲章に基づく理念を共有しながら、それぞれの地域の特徴、課題を踏まえた学習をすることが、明るく、活力ある地域づくり、生涯学習につながるものと考えております。

きょうのまちづくり、一宮のまちづくりフォーラムのこの資料につきましても、非常に貴重な実践の資料であるととらえております。今後とも、そのような方向で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 生活環境部長、大谷司郎君。

○生活環境部長（大谷司郎君） 私の方からは、後期高齢者医療の件と、建設国保の助成の関係の2点について、回答をさせていただきます。

まず、この後期高齢者医療制度のことですけれども、新たな制度への移行についてであります。これは国が示しているものでございまして、議員もおっしゃいましたとおりの中身になっているかと思えます。

後期高齢者医療制度検討会議の設置をいたしまして、本年の夏ごろに中間取りまとめ、そして意識調査の実施や広聴会の開催などを経まして、本年末、最終取りまとめを行い、23年1月法案提出、そしてこの同年の春ごろに法案成立というような、そういう運びと、現在のところはなっているように承知しております。

政省令の改正、そしてシステム改修、広報等の準備期間等に2年を費やしまして、25年4月、新たな制度の施行と、示されているとおりでございます。

次に、平成22年、23年度の保険料についてでございますが、保険料の上昇を抑制するという趣旨から、21年度末の剰余金見込額の67億円を、全額活用することに加えまして、兵庫県に設置されています財政安定化基金の方から、21億円を取り崩して、合計88億円を繰り入れて、この均等割額を現行の額4万3,924円に据え置くとともに、所得割率については0.16%の上昇を抑えるというところで、議員おっしゃいましたところで、今、そういう剰余金なり基金なりを、県の方で繰り入れをしまして、その額に据え置きなり、所得割率の上昇を抑えるというよ

うな状況でありますので、ご報告させていただいております。

次に、建設国保への助成ということでもありますけれども、この建設国保組合の宍粟支部へ、組合加入勧誘費の助成ということで、チラシの作成であったり、配布費、看板の作成とか、そういうものにつきまして、一部、平成19年度まで助成を行っておりました。

しかしながら、行革大綱に基づきまして、補助金の見直しを進める中で、兵庫県建設国保組合は黒字決算で、安定経営が維持されていることや、また建設国保の周知についても、随分、図られまして、加入対象者もほぼ加入されている状態から、所期の目的が達成されたこと、そしてまた、市内には建設国保以外にも国保組合がございますということから、この建設国保のみへの公的援助という、市の援助ということについては、公平性の点からも適切ではないというような判断の中で、平成19年度をもって廃止をしている状況であります。

それと、もう1点、質問の中にありました地区の助成金の関係でありますけれども、いわゆる同和地区の自立に対して、そういう活動や研修会、主に研修会をされているんですけれども、人権啓発の研修会をされている費用に対しまして、一部、援助をしておる状況がありますので、報告させていただいております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、私の方からは、建設職人の元気づけということで、それぞれ仕事おこしなり、それから雇用対策の中で、住宅リフォームの助成制度の創設ができないかというご質問でございます。

市内には、建築関連によって生計を立てられている人々が非常に多くございます。昨今の経済活動の減速によります影響を、少なからず受けておられることは十分認識をしているところでございます。

ご質問の仕事おこし対策としての住宅リフォーム助成制度についてでございますが、近隣県内の自治体においても、明石市、加古川市、福崎町等々で工事費の一部の助成制度を行われていることについても、認識をしているところでございます。

市といたしましても、人生80年いきいき住宅助成事業の一つに、高齢者等を対象、限定しておりますが、バリアフリー化の改造に対しての助成措置等を、現在、講じているところでございます。

一方、県におきましては、阪神・淡路大震災の教訓から、耐震性の向上を図るための費用の一部を助成する我が家の耐震改修の促進事業を展開されているところで

ございます。

現時点の考え方といたしまして、山崎断層が東西に走る本市といたしましては、安全安心の生活を営むため、先ほど申し上げました市の既存の施策、県の改修支援制度をより広く市民の方に周知することで、住宅建設、リフォーム等の需要の拡大、事業者の元気づけを図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、一番最初の後期高齢者医療制度についてであります。

先ほども、部長が答弁なさいましたけれども、国の方では検討している。廃止は4年後だそうでございます。しかし、今年の総選挙で、民主党の各候補者が言われたのは、即廃止ということで選挙を戦われた議員がたくさん、多かったのではないかなというふうに、私は思っております。

そういう点では、私ども自身は、即廃止を目指して、引き続き頑張っていく決意でございます。

しかし、今、国が言っているのは、制度システムの変更に時間を要するに言っておりますけれども、システムを元に戻せば、前の老人保健制度に戻せばいいわけですから、別に難しいことではないということをお願い、また、市長に対しては、これは国のことだから、ちょっと感想は差し控えるということでございますけれども、ぜひ、市長も市民の目線から、国に早く廃止を求める声を上げてほしいと思います。その点でどうなのか、お尋ねをいたします。

先ほど、部長が答弁にありました県の広域連合の保険料の算定でございますけれども、均等割は抑えたと言われて、所得割が引き上げになっております。これも、私ども県会議員団が2月初めに県の広域連合と交渉を行っております。そのときの当局とのやりとりの中で、あと10億円、財政安定化基金、基金を取り崩すことによって引き上げをしなくて済むというような、当局が試算をしております。

それでも10億円、あと取り崩しても、基金が25億円残るということでございます。ですから、やはりこうしたときですから、基金を余り多く残すことは必要ではないのではないかなというように思います。この点で、どういうやりとりがなされたのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 後期高齢者の医療制度についてでございますが、原則は、先

ほど申し上げたとおりでございます。

我々としては、できるだけ早くやっていただく。そしてまた、これらについては、市町村に負担をかけないというようなことにつきましては、既にそうしたことは申し上げておるところでもございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 市長も初めて、広域連合の議会に出られたんじゃないかと思えますけども。

これは少し余談になりますけれども、今度この県の広域連合の議会に、私ども兵庫県下の養父市選出の議員と、三木市選出の議員が2人参加しております。一般質問もあり、反対討論もあり、活発なやりとりがなされたんじゃないかなというように思いますけれども、そうした点でも、私ども共産党としましては、県下の議員合わせて、この後期高齢者医療の廃止、そしてまた保険料の引き下げを求めて、引き続き努力していく決意を申し上げておきたいと思えます。

続きまして、2点目の生涯学習について、やりとりをさせていただきたいと思えます。

教育長自身も、生涯学習については、この一宮の冊子については、もうちょっと、時間の関係で取り上げませんけれども、大いに参考にさせていただいて、また、各議員さんも大いに参考にさせていただいて、一宮では、全自治会の取り組み、それからまた、モデル的な自治会の実践発表を行って、交流を行っております。

こうした点で、しっかり見ていただきたいと思えます。

それから、また、各自治会のこうした生涯学習に伴う経費につきましては、自治会の人数、規模等によって、補助金を支給をしております。しかし、調べてみますと、先ほど言いましたように、山崎と千種の地域には、補助金が支出されておりますし、それからまた、こうした地域の状況を見ますと、特定の運動団体の大会参加の経費も含まれております。こうした点で見ても、もう少し見直しをする必要があるんじゃないかなというように思えます。

その点で、これは総務部長にお尋ねをしますけれども、既に国の関係の同和対策の関係、地域改善対策の関係も含めて、事業は7年前に終わっておりますので、財政的な措置として、地方交付税の措置とか、補助金等はないんじゃないかなと思うんですけれども、その点、お尋ねをいたします。

それから、先ほど、人権アンケートについては、集計中ということでございます。

たけれども、少なくとも昨年の8月に取りまとめられてた案件でございますので、少なくとも委託料の予算等も、21年度の予算に計上されておりますので、この成果については、私ども議員の方にも、早く出してほしいと思います。

その点で、再度お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 同和関係のものの地方交付税の算入でございますが、お話があったとおり、ハード事業につきましては、以前、国庫補助事業の80%の関係、これはございました。

ただ、現時点におきましては、一般事業の中に入っておりますので、特別な交付税算入の積算はございません。

○議長（岡田初雄君） 生活環境部長、大谷司郎君。

○生活環境部長（大谷司郎君） 人権意識アンケートの集計状況でありますけれども、年度いっぱいかかってしまう状況になっていまして、今、ここに示すことができないんですけれども、今、進んでいる状況でありまして、分析等、それから依頼しております、調査を進めています業者の方で、こちらの方へおっつけ報告書が参るように、段取りとしてはなっておりますので、ご報告します。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 私の方から、生推協の関係の補助のことがありますので、少し整理してお話をさせていただきたいと思います。

新年度予算でも計上し、その重要な施策の中で、るる詳細はお示しをしておりますが、念のために確認しますと、波賀にあっては58万、千種にあっては88万7,000、一宮にあっては333万5,000円、それから山崎にあっては316万と、それぞれ生推協ごとに補助を支出したいということで計上されておりました、これにつきましては、冒頭、教育長がお答えをしたとおり、それぞれの地域の歴史、あるいは特色がありまして、それを、経過を踏まえながら、そういった補助を支出しております、基本的には、それぞれの生推協によりまして、均等割でありますとか、あるいは調整割とかいうところで、それぞれの生推協の主体性の中で配分をしていただいております。

その結果、それぞれの主体的な事業を取り組んでいただくと、このように認識しております。

したがって、先ほど、加生、下比地、木谷、西山と、そういうようなところでの人権推進委員会の関係と、そういうようなところでの人権推進委員会の関係と、

生推協の補助とは区別して、我々、支出しておる、このように理解をしていただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 大谷部長にお尋ねしますけれども、その人権問題のアンケートですけれども、少なくとも、委託されてまだ成果物が返ってきてないということでごさいますけれども、少なくとも3月中ごろで、予算も提案しようというときに、その算定の基礎になる、そうした資料が出されてないことはおかしいんじゃないかなというように思ひます。

少なくとも中間的なまとめだけでも、私ども議会の方に出していただきたいと思ひますけれども、その点どうですか。

職員も3人も張りつけといて、こんな、まだできてないということ自身、おかしいんじゃないかなというように思ひるので、中間的な資料について、出す意思があるかどうかお尋ねをいたします。

それから、教育部長にお尋ねしますけれども、私の言っているのは、そうした生推協の関係は、自治会単位で出されていると思ひますけれども、その人権教育推進委員会に対する補助については、これでもう妥当なのかどうか。少なくとも、現時点に立って、そうした特別的な補助というよりは、もう一般施策としてやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思ひますので、再度、答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 生活環境部長、大谷司郎君。

○生活環境部長（大谷司郎君） 中間報告については、11月の末ごろに、こちらの方に一たん届いておりまして、内部でもいろいろ、それについて報告を受けたところでありまして、まだ中間でありますので、全体にそれを披瀝する状態にない状況であります。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 先ほど申し上げた加生、あるいは他の4地区についての人権推進委員会、この補助の関係であります。教育委員会が考えておりますのは、基本的には、教育集会所指導事業の中で、その目的に沿って、特に教育活動、あるいは明るい地域づくり、そういう視点の中での学習の補助、そういう概念の中で支出しておると、そのように理解しておりますし、今後もそのような格好で、その部分について支援をしていきたいと、このように考えております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 大谷部長にお尋ねしたいと思いますけれども、中間的なまとめがあるんなら、それを議会に出す意思があるのかどうか。議会とか委員会に出す意思があるのかどうか、再度お尋ねをいたします。

それから、福元部長にお尋ねしますけれども、今後ともこの人権教育推進委員会に対する補助は続けるということでございますけれども、先ほど、総務部長がご答弁なさいましたように、ハード面については、もう補助もないというふうな状況でございますし、全国的には、もう一般施策の中で対応していこうと、こういう状況でございますので、こうした地区だけに、そうした補助をするのはどうなのかなというように思うので、見直しをされる意思はないのかどうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 生活環境部長、大谷司郎君。

○生活環境部長（大谷司郎君） 中間報告につきましては、ただいま申し上げましたように、11月の下旬に、こちらに届いているんですけれども、あくまでも中間でありますので、最終のまとめということにはなっておりませんので、披瀝するのは、最終的な報告書というふうにさせていただく予定であります。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） この事業につきましては、地域の皆さんといろいろご協議をする中で、それぞれの地域のいろんな課題があろうかと。その課題解決に向けて、学習という視点の中で、地域の理解を得ながら、あるいは協働で、この事業を推進していきたいと、このように現段階では考えております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） ちょっと、教育長にお尋ねしますけれども、一宮では生涯学習に移る前には、少なくとも西岡教育長さんが、地域への教育事業ということで、教師の派遣については、地域と話し合いができて、廃止することになったから、途中で教育長職を勇退された経緯もございます。

こうした問題につきましても、本当に行政当局、教育委員会当局におかれましても、いろいろな歴史的な経過の中で、対応してきたことがございます。

しかし、地域改善対策法、同和対策事業なども、少なくとも7年前に終わっているわけですから、もう少し、こうした山崎、千種での事業等については、見直す必要があるんじゃないかな。一般施策として、一宮のような学習の形態をとるべきではないかなというふうに思います。

その点で、教育長のお考え、それとまた教育委員会部局に、人権推進課とか、子

ども未来なども移るようでございますので、教育長の権限自身が非常に大きくなってきておりますので、組織機構の見直しも含めて、答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 一つは、いわゆる人権教育の部分で、今、ご質問の点でございますけれども、我々としては、基本的には人権教育というのは、普遍的な課題であると考えております。そういう中で、全体の施策の中でやっていくということが、まず1点であります。

それとあわせて、それぞれの地域の中で、いろんな課題、あるいは要望も含めてあるわけでございます。

そういう部分を、十分検討をしながら、現在はその課題があるという認識をしております。これにつきましては、ある意味では課題のある限りやっていくわけですが、この教育を進めていく中で、十分その成果、あるいは検討をしながら、その施策の事業の打ち方につきましては、今後、十分検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 新しい教育長としては歯切れが悪いなという感想を述べておきたいと思います。

時間の関係がございますので、次へ移ります。

農業関係でございます。これにつきましても、論議すれば本当にたくさんの視点から論議をしなければなりませんけれども。

水田利活用自給力向上事業で、大豆については3万5,000というようなことが、基本的な制度になっております。その後、激変緩和措置ということで、今、調整検討がなされているということがございましたので、現時点で判明している点。それから、一宮の黒大豆、波賀の自然薯などは、どのぐらいの補助になるような予測なのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、ただいまのご質問の水田利活用の自給力向上事業におけます、それぞれ従来の転作事業、今年度までに申し上げましたら、産地づくり交付金との比較でございます。

今、議員ご指摘のように、本年度まで、例えば一宮町の黒大豆で考えましたら、産地づくりの交付金、それから団地化の加算金、それから県の助成金、さらに土壤改良を含めまして、8万円程度の交付金だったと思います。

今回示されているのが3万5,000円ということで、かなりの差がございます。その他の部分についても、それぞれ差があるということについては、この制度の発足の中でも出ております。

委員ご指摘の激変緩和措置ということで、現在、こちらがわかってますのは、国から直接、県の水田協の中に調整枠として金額の配分がされると。それを、各それぞれの水田協の中で配分をするという状況まで確認をしております。

今後、昨日も答弁させていただきましたように、20日前後に近畿農政局、兵庫農政局等々が、直接配分の方法、詳細についての説明に来られるということもお聞きしております。

その段階で、それぞれ宍粟市における水田協での中での激変緩和の具体的な数字が出てくるんじゃないかなというように思っております。

今の段階では、以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 政権は変わりましたが、農業施策の分で所得補償ということでいろいろ宣伝なされておりますけれども、調べてみますと、この国の農林水産関係の予算は、今年度は、国の予算の中で占める割合が4.6%、昨年度の自民党、公明党政権では4.9%でございます。

新政権になって、農林関係の予算全体が減らされておりますので、こうした所得補償がいわれても、全体的に減ってきているということをしっかり見ていかないとだめじゃないかなというように思います。

そういう点で、先ほど言いました激変緩和措置でございますけれども、これも麦大豆について3万5,000円ということ、一律出したら、全国的な大きな批判の声が起きて、激変緩和ということで県の方に支出をして、それから各市町の水田協に交付するというところでございますので、この激変緩和措置も、恐らく1年間じゃないかなというように思います。

そういう点では、この制度の存続を求めて、引き続き、行政当局としても、県や国に意見を出していただきたいと思いますし、少なくとも一宮の黒大豆は、集団化してやっておりますし、波賀町の自然薯、アスパラなども、非常に苦労しながらやっておりますので、昨年度の奨励金を下回らない努力を求めたいと思いますけれども、その点、答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） 当然、今、山根議員がおっしゃるとおり、今回の制度は、

水田利活用の向上事業と、米の所得補償モデル事業とセットの制度の中で、自給率の向上ということで考えられた制度でございます。

それぞれ、両方の制度についても、今、考えられるメリットなり、課題点もあるということは十分認識しております。

先ほどご指摘がありました激変緩和措置の中で、従来の交付金から下回らないということについても、十分、水田協の中でも論議をしていきたいというふうに考えてます。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 自給力向上と言っておりますけれども、国全体の予算が、農林関係の予算が減ってきておりますし、また一方では、日本とアメリカで、今度は防衛交渉をこれからやっていくそうでございますけれども。

アメリカから農産物が入ってくると、本当に自給力の向上になりませんので、その点で、私どもも国会議員と連携しながら、また農業団体の方々とも連携しながら、こうした米の輸入を継続するようなやり方については、反対の声を上げていきたいと思っております。

そこで、再度お尋ねをしますけれども、この激変緩和措置で、少なくとも一宮の集団転作と、昨年の黒大豆について、7万とか8万下回る場合は、市として特別の助成をぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、その点、どうなのかお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、まだ激変緩和措置が具体的に出てきておりません。そうすることで、それを下回った場合ということではありますが、どれぐらいになるのかということも踏まえながら、考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 続きまして、建設国保の関係についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど、大谷部長は、この建設国保実施には、十分運営されているということでございますけれども、この建設国保自身は、事業主の負担のない制度でございます。

組合員の保険料で賄われております。しかし、全国的に調べてますと、国の補助は、私どもが加入いたしております市町村国保よりも低い状況でございますし、市内も建設業者がたくさんおられます。

この点で、こうした建設国保への助成、それとまた、先ほど言いましたように、

住宅リフォーム制度、介護保険で住宅改造に対する助成はございますけれども、市独自としても、そうした制度をつくっていきながら、経済的な波及効果を起こすべきじゃないかなというように思いますけれども、その点で再度答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） いろいろご提言をいただいておりますので、補助につきましては、前回のご質問でもございました関連でございますので、公平性なり、効果、あるいは他の関係者の合意が得られるか、総合的に検討をいたしてまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、山根 昇議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ご異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、中学校の卒業式の終了時間の関係から、3月10日午後2時から開会いたします。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 4時12分 延会）